

戸報 2005

論考・エッセイ

- 湯澤 直美 子ども時代を「安全」に暮らす権利とDV防止教育
青木 純一 特別支援教育における小・中学校の課題
田中奈緒子 “少年非行の凶悪化”が示すもの
堀 義秋 どうする「人権教育」、どうなる「同和教育」
前田 武 地方分権を考える—学校は教育の最前線
中野 早苗 菅龍一先生を偲んで

教文研活動報告

教文研資料(2004年度)

神奈川県教育文化研究所

目 次

I 論考・エッセイ

子ども時代を「安全」に暮らす権利と DV 防止教育		
非暴力の思想を成熟させるために	湯澤直美	1
特別支援教育における小・中学校の課題	青木純一	6
“少年非行の凶悪化”が示すもの	田中奈緒子	10
どうする「人権教育」、どうなる「同和教育」		
人権教育の指導方法等に関する調査研究会議報告書〔第1次とりまとめ〕を読んで	堀義秋	13
地方分権を考える—学校は教育の最前線	前田武	21
菅龍一先生を偲んで	中野早苗	29

II 教文研活動報告

「教育改革」を見つめて	所長森澄	33
-------------------	------	----

【神奈川県教育文化研究所の活動】

●研究部 カリキュラム総合改革委員会	府川源一郎	34
「人権と地域」調査研究委員会	宮島喬	37
●教育相談部	中野早苗	38

【地区教育文化研究所の活動】

横浜市教育文化研究所のとりくみ	41
川崎教育文化研究所のとりくみ	47
三浦半島地区教育文化研究所のとりくみ	51
湘南教育文化研究所のとりくみ	55
湘北教育文化研究所のとりくみ	58
中地区教育文化研究所のとりくみ	62
西湘地区教育文化研究所のとりくみ	67

III 教文研の資料

《理事会・研究評議会》 71

《活動報告 2004年4月～2005年3月》

1. カリキュラム総合改革委員会	72
2. 「人権と地域」調査研究委員会	73
3. 教育相談部	73
4. 事業部	74
5. 専任所員連絡会議	75
6. VTRライブラリーの貸し出し状況（4月～3月）	75
7. 2005年度神奈川県教育文化研究所活動の方向性	75
8. 2004年度 神奈川県教育文化研究所・各種名簿	76

I 論考・エッセイ —————



論考・エッセイ

子ども時代を「安全」に暮らす権利とDV防止教育 非暴力の思想を成熟させるために

湯澤直美



大学生の語りに向き合う経験

筆者は、大学の講義において「家族福祉論」「女性福祉論」「ジェンダー論」を担当しているため、講義ではたびたび家族成員間や男女間に生起する諸問題を扱っている。そのこともあってか、学生から自分の家族について話を聞く機会が多い。時に痛々しく思うほどの語りに出会い、共に時間を過ごす折、「こういう話は今まで誰かにしたことがある？」と尋ねるようにしている。そうすると、大方の学生は「ない」という。また、たった30分程度の会話であったとしても、「こんなに話を聞いてもらったのは初めてです」という学生もいる。子ども時代に抱えていたたくさんの思いを、一人の人間としてしっかり自分の肩に背負ってきていたのだと感じる。「肩の荷物が重すぎるから、“少し下ろしてみる”作業をしてみようよ」と語ると、ある学生はこう言った。「そんな発想、今までしたことがなかったです。頑張ることをやめたら、どうやって自分を維持できるのかわかりません。」おそらく、肩の荷物をひとりで背負い続けるという方策以外の選択肢を、子ども一人のちからで見出すことは至難なことであったのだろう。

なぜ、子どもが自分の家族経験のなかでの痛みを語りにくのか。その背景にはひとえに当該家族の問題だけでなく、社会全体の家族をめぐるまなざしが機能していると思われる。家族は揺らぐものであるにもかかわらず、その揺らぎは隠すべきものであると、子どもは大人社会を鏡として認知している。それは、自分の家の「恥」というイメージや、「不幸せ家族」というイメージに結び付き、「幸せ家族」を演じる仮面をいつの間にか身にまとつようになっている。

ある実話をひとつ紹介しよう。A子さんとB子さんは高校時代、登校も下校も毎日一緒にし、日々を共にしてきた友人同士だった。毎朝の登校途中には、前日のテレビやラジオ番組の話で盛り上がりたり、冗談で笑い合ったりするのが日課。帰り道には先生の噂話やサークルの先輩の話などで盛り上がっていた。そして3年間は何事もなく過ぎていく。あれほど一緒に時間を過ごしたにも関わらず、卒業後はお互いに連絡をとることもなく、音信不通のまま時が過ぎていった。そんなある日、A子さんからB子さんに会いたいというメールが入り、久しぶりの再会を果たす。A子さんはすでに結婚して子どももあり、家庭生活のなかで自分の成育家族を振り返るきっかけを得ていた。高校時代に家族のなかでの暴力に悩まされ続けてきたこと、そのために家を出ることを願い早く結婚することを選択したこと、現在も全て解決できたわけではないが自分の家族経験を受け入れができるようになってきたことを、A子さんはB子さんに語った。無言で話を聴き続けたB子さんは、やつとこう語った。「今聴いた話は、私の家族に起こっていたこととまるで同じ話だった」と。二人は、あんなに多くの時間を共にしたにも関わらず、お互いの傷にいっさいふれることができなかつばかりではなく、まるで同じ傷を体験していた「同志」であったことに驚きを隠せなかつた。「どうしてあの頃、この話をできなかつたんだろう」「あの頃、仮面をかぶつて生きることでしか、自分を支える

ことはできなかつたんだと思う」・・・二人は本当の意味で再会できたことに、喜びを共にした。

ドメスティック・バイオレンスという社会事象

筆者は、家族問題・女性問題を扱う授業の一環として、ドメスティック・バイオレンス(以下DVと略す)を取り上げている。開講当初はDVに関する授業は2~3回で終結していたが、年を重ねるにつれ、最低4~5回は使うようになってきている。それは、授業に対する学生の感想文から、DVについて教えることは、単に社会福祉従事者としての基礎知識として必要なばかりでなく、学生個々人にもたらす独自の教育効果があることに気づいたからである。つまり、①自分の成育家族での経験を意味づける素材として、②これから家族を形成する主体である自分をみつめる素材として、③対等な人間関係や他者を尊重する人権感覚を修得する素材として、さまざまな示唆を与えるものであるといえる。そこで、本稿ではDVという社会事象の概略を紹介することを通して、DV防止教育の意味を考えてみたい。

DVを根絶することは、今や国際的な課題となっている。わが国においても、DVという言葉を市民が使うようになってきており、時代の変化を実感させられる。DVは直訳すると「家庭内暴力」であるが、この言葉には重要な意味が込められている。アメリカにおいては1970年代中頃から夫やパートナー等から暴力を受けた女性たちの運動が取り組まれたが、その過程において女性たちはDVを「親密な関係にある男性から女性に対する暴力」と定義して使用するようになった。そこには、DVは個人的な問題ではなく、男性優位社会における構造的な社会問題であるという現実認識が存在している。1990年代に入ると、国連総会において「女性に対する暴力撤廃宣言」が採択されるに至る。同宣言は女性に対する暴力は重大な社会的構造のひとつであることを明記し、女性に対する暴力を「公的生活で起こるか私的生活で起こるかを問わず、女性に対する身体的、性的もしくは心理的危険または苦痛、強制または恣意的な自由の剥奪となる、またはおそれのある性に基づく暴力行為（第1条）」と定義している。女性に対する暴力には身体的暴力に加えて性的・心理的暴力も含まれ、また、私的領域で起こる暴力も範疇とされることが国際文書で規定されたことは、女性に対する人権侵害状況を変革する大きな礎となった。このようにDVというフレームワークの創出により、女性に対する暴力はジェンダーに基づく力の不均衡を基底に発現され、これまで神聖視してきた家庭という場は暴力を正当化する社会装置としての性質を内包するという新たな視角が見出されてきたのである。

このような時代的変化を背景に各国で進められた運動は、女性に対する暴力は特殊な一部の人々に生じている新しい社会現象ではなく、国籍・人種・所得・学歴などを問わず世界的に生じてきている長い歴史をもつ社会問題であるということを明らかにしてきている。

DVと「名付け」られたことによって、それまで「みえなかった問題」が「みえる問題」になったのである。過労死、セクシュアル・ハラスメント、ストーカーなども同様に、名づけられたことによって可視化された社会問題である。可視化されたことによって、ひとりひとりの女性の人生にも大きな変化をもたらしている。ある高齢女性のこのような語りがそれを物語っている。「私は何十年もの間、夫からの暴力に耐えてきました。それも妻としての勤めであると思ってきました。しかし、いまやっと気づいたのです。私は“計算するようになっていた”と。今日は壊されたものはコップだけだったから安くてすんだ。今日はテレビが壊されたから高かった、と。しかし、本当に痛いのは私自身の体だったのです。心だったのです。そのことがいまやっと分かりました。私は、私の感情すら失くしていたのですね。」DVがみえる問題になったからこそ、この女性は感情を取り戻すことができたといえる。DVは、“体を傷つける”ということにとどまらず、感情を摩滅さ

せ、自分が自分であることを奪うという意味において、人間の尊厳を踏みにじるものであるということを、この女性の証言は教えてくれている。

DV が照射する現代社会

「命の危険を感じるほどの暴力を受けていてもなぜ女性は逃げないのか」という疑問が、よく投げかけられる。この疑問は、そもそも発想自体に誤りがある。問われるべきは暴力を行使する加害者であり、被害者は元来「そこに住む権利」をもっているからである。

女性が家庭に留まり続ける理由のひとつは、「自活できる経済力がない」ことである。「離婚に対する意識が寛大になった」という指摘を近年よく耳にするが、実際には離婚はそれほど容易なものではない。男女共同参画社会の形成が推進され女性の経済的地位の向上は重要な政策課題であるが、男女の賃金格差は依然として解消されていない。女性が主たる稼ぎ手である母子世帯の所得状況は「一般世帯」の3割強しかなく、その格差は縮小されるどころか拡大している。そのため、「家庭内離婚」という日本の自助方策によって、破綻した夫婦関係のなかで生活の維持が図られていたりする。この点と関連する調査として、18歳以上35歳未満の未婚者に「結婚相手に求める条件」を尋ねたものがある。「相手の収入などの経済力」を「重視する、あるいは考慮する」と回答した女性は回答者の9割を占めたのに対し男性は約3割であり、その差は歴然としている〔総理府「男女間における暴力に関する調査」1999年〕。これらのこととは、依然女性にとって結婚という社会制度は生活保障としての機能が大きいことを示している。

では、どのようにして女性を経済的劣位に留めるしくみが機能してきたのだろうか。そのひとつの方策が、性別役割分業である。近代産業の進展は、「男性は仕事、女性は家事・育児」という性を基準にした役割分業をシステムとして組み込むことによって図られてきた。つまり、長時間労働や転勤など自由に活用できる労働力の確保は企業社会にとって必須であり、男性は労働力として商品化してきた。一方、労働力の再生産と次世代の再生産といった生命の生産は劣位に置かれ、そこで必要とされるケア役割は無償労働として女性に割り振られてきたのである。その戦略としては、夫が妻を扶養することを前提とした家族賃金制、採用・昇進昇格・賃金における男性の優遇といった制度や待遇面での男女の異なる処遇に加え、「男らしさ・女らしさ」という特性論を流布するといった意識啓発も進められてきた。そして、女性に割り振られた家庭という場は性別役割分業を固定化する機能をもつため、「養う者—養われる者」という扶養関係が成立する。暴力加害者の特徴的言動として「誰のおかげで食べられていると思っているんだ」という言葉があるが、これは扶養関係が支配関係に容易に転化することを示唆している。しばしば、「結婚前はとてもいい人だったのに、結婚したら急に暴力的に変わってしまった」という女性の声を聞くのもこのためである。

子ども時代を「安全」に暮らす権利と DV 防止教育

DVについての授業を実施すると、実にさまざまな感想が学生から返ってくる。DVは自分には無縁のものであったため特別な家族の問題だと思っていたが、社会問題として取り組むべき課題なのだと気がついた、という学生がいる一方、自分自身の子ども時代の体験に重ねてDV根絶を切望する学生もいる。DV被害経験は女子学生ばかりでなく、男子学生のなかにも子ども時代に経験している場合がある。そのようななかには、自分が父親と同じような人間になってしまうのではないかという恐怖から結婚について危惧を抱いている場合もある。また、父親が非暴力であったある男子学生は、こう語った。「自分の父親はなんて頼りないんだろうと思ってきたが、父親が暴力を否定して生きてきた人間であることを理解でき、尊敬の気持ちを抱くようになりました」と。

DV という社会事象を学ぶことは、社会に組み込まれているジェンダー構造についての理解を深めつつ、人間として譲れないものは何か、という視野への広がりを提供してくれる。たとえば、誰もがもっている当然の権利である「安全に暮らす権利」についても、実に多角的に考えるようになる。以下の表は、DV に関する講義の終盤で「あなたにとって安全とはどのようなことですか？」という問い合わせを提示したことに対し、学生が考えたものである。

安全とは・・・

【環境的側面からの回答】

- ・衣食住が満足にとれる
- ・恐怖・不安を感じることがない
- ・命の危険がなく健康に幸せに過ごす時
- ・何かに怯えることなくのびのび生活できる
- ・自分が傷つけられることがないとわかっているとき
- ・何かに守られていると感じる
- ・何かあったときに助けてくれるものがある
- ・一人で歩けること
- ・心のやすらぎがある
- ・気をはらないで済む

【自分の存在を基点にした回答】

- ・自分が自分らしくいられる
- ・自分をそのまま出せる
- ・自分の存在が認められている環境
- ・自分のことを相手が尊重していると感じられる
- ・自分を無条件で容認してくれる人がいる（たとえ側にいなくても）
- ・自分をよく知っていてくれる人がいる（家族・親友・・・）
- ・自分の思っていること、意見を自信をもって発言できる状態（何も責められることなく）

【関係性を軸にした回答】

- ・嘘、いつわりがなく、お互い正直になれる
- ・相手を疑うようなことが自分の心に全く浮かばないとき
- ・誹謗中傷がまったくない
- ・自分と周りがとてもよい距離をおく時
- ・相手にも配慮できるくらいの余裕をもっている状態
- ・あるがままを受け入れる姿勢
- ・尊厳を大切にする姿勢
- ・込み入った話を話せる同年代の人が側にいる
- ・見知らぬ人と二人だけでいると落ち着かないのでもう一人知っている人がいると安全
- ・信頼できる人がそばにいる
- ・ある程度自由が認められている

上記の表からは、「安全」という普段あまり考えないような事柄についても、多様な角度から思考していることがわかるが、このような視点を共有することによって「人によって安全の意味が違う」という点についても体得することができる。この他にも、「明日も現状が変わらないことが確保されている状態」「明日もあると思えること」「当たり前のことが当たり前にできること」といった日常性への視点を獲得している学生もいる。更に、「身体的にも、精神的にも誰からも侵害されることのない権利意識を持っている人々の中にいること」「DVは簡単にはなくならない。そこで諦めるのではなく、なくそうという意志を多くの人が持っている、そういう人が増えていく環境を創っていくことが安全であると感じられる状態への第一歩」といった観点から、「意志」の重要性を提起する学生もいる。

DV問題の解決を図っていくことは、女性問題の解決ばかりでなく、人々が非暴力の暮らしを享受し、本当の意味で安全に暮らす権利を確立することにつながるものである。更に、戦争という究極の暴力によって多くの命が奪われている現代にあって、非暴力の思想を成熟させていくことは何よりも切実な課題である。そのためにも、DV防止教育を子どもの権利として定着させていくことが求められているといえるだろう。

(ゆざわ・なおみ／立教大学助教授)

特別支援教育における小・中学校の課題

青木 純一



2004年12月1日、中央教育審議会は「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（中間報告）」（以下「04報告」）を発表した。この報告は特別支援教育の基本理念を示すとともに、盲・聾・養護学校における制度の見直しや、小・中学校における特別支援教室（仮称）の検討、さらに教員免許状の見直し等を求めていた。今後は04報告に対して寄せられた意見を参考にして、最終報告をまとめるものと思われる。

そこで本稿は、ようやく姿を見せ始めた特別支援教育について、まずインクルーシブな教育との違いについて述べ、さらに特別支援教育の具体的な在り方について、小・中学校における課題を中心に検討する。

*

特別支援教育とインクルーシブな教育

2001年1月15日、21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議は「21世紀の特殊教育の在り方について」を報告した。要点は、①ノーマライゼーションの進展に向け、障害のある児童生徒の自立と社会参加にむけた支援、②教育、福祉、労働、医療が一体となった障害のある子ども及びその親に対する相談、支援の整備、③通常学級における特別な支援を必要とする子どもに対する積極的対応、④児童生徒の特別な教育的ニーズに対応した支援と就学指導の改善、⑤特殊教育制度の見直しと市町村学校に対する支援の充実、の五点である。

さらに、この提言を受けて、2003年3月28日、特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議は「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（以下「03報告」）を出す。この報告は「21世紀の特殊教育の在り方について」からさらに一步踏み込んだ内容であり、特別支援教育の概要を知ることができる。

03報告では、これまでの特殊教育は「障害のある児童生徒の教育の機会の確保のために重要な役割を果たしてきた」、「障害のある児童生徒の基盤整備については、（中略）量的な面において概ねナショナルミニマムは達成」されたと評価する。そして、これからは「児童生徒の一人一人の教育的ニーズを把握」して、「障害のある児童生徒の主体的な取組の支援を行うこと」が必要だと述べ、特別支援教育という名のもとにきめ細かで柔軟な指導体制の確立を求めている。特に、通常学級に籍を置くLD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒に対する支援を表明したことが、この報告の最大の特徴である。

一方で世界に目を向けると、最近十年のあいだにも障害児教育に対する基本理念は大きく変化した。1993年に国連が「障害者の機会均等化に関する原則」を採択し、統合教育を世界の標準とした。また、翌1994年にはサラマンカ宣言が採択され、「特別な教育的ニーズを有する人びととは、そのニーズに見合った教育を行えるような子ども中心の教育にアクセスしなければならない」、「普通教育のすべての子どもを在籍させるインクルーシブ教育（内包する、分けない教育）の原則を採用すること」などを確認し、特別な教育的ニーズとインクルーシブな教育の在り方は、障害児に対する

教育の二大原則として位置づくようになる。むろん、この宣言によってすぐにフル・インクルージョン（完全統合教育）が達成されるわけではなく、多くの国がその後も特別学校を必要な教育の場として維持している。しかし、世界がインクルーシブな教育をひとつの目標として確認したことの意味は大きい。

日本政府のインクルーシブな教育に対する姿勢は明白である。1993年に国連が「障害者の機会均等化に関する標準原則」を起草する際にも「一般の学校での統合教育の重要性を主張する米国と、養護学校などでの分離教育を重視する日本とが対立」した。結局、日本政府が「担当官を国際会議に派遣し、結果、分離教育が『最も適切な教育形態であるとみなされる場合もある』との例外規定」（朝日新聞、朝刊、1993年12月19日）を入れさせた経緯がある。

また、2002年に滋賀県大津市で開かれた「アジア太平洋障害者の十年（1993～2002）」最終年のハイレベル政府間会合は、今後十年にわたる障害者の権利拡大にむけた行動指針（通称、びわこミレニアム・フレームワーク）をまとめたが、教育に関してはサラマンカ宣言を追認しながらも、「個々の児童のニーズに見合うのが特殊学校や施設等での教育のみであるという場合は例外として、ケースバイケースで検討すべきである。障害児の中には、特殊教育が最も適切な教育形態であると思われる児童が存在することが認められている」と述べている。これはインクルーシブな教育を推進する立場からすれば後退した印象を持つが、おそらく開催国である日本に配慮したか、あるいは日本が中心となって行動指針を策定したためだと想像できる。このように、インクルーシブな教育に対する日本の姿勢は依然として消極的である。

この行動指針に限らず、国内の動きを見ても日本政府はインクループな教育に対して距離を置いている。ハイレベル政府間会合のような国際会議の宣言や行動指針は別として、2001年の「21世紀の特殊教育の在り方について」以降に文科省が示した答申や報告書等を読んでも、文章の中にインクルージブという言葉はない。これは一部を除けば、地方自治体においても同様のことと言える。

たとえば、2003年に東京都がまとめた「これからの東京都の特別支援教育の在り方について（最終報告）」は、特別支援教育が導入された背景としてサラマンカ宣言の存在を指摘する。ところが、サラマンカ宣言については「障害のある子どもを含むすべての子どもたちが、教育を受ける権利を有しており、その一人一人の特性や関心、能力及び教育ニーズを考慮して教育計画が立案され、実施されるべきであるとして、すべての子どもたちの教育を受ける権利と教育ニーズに対するアプローチの改善の方向が確認された」とだけ説明するに留まり、インクルーシブな教育については一言も触れていない。明らかに本来の趣旨からはズレた内容になっている。つまり、日本の特別支援教育はサラマンカ宣言の影響を受けながらも、インクルージブな教育とは別の方向にあると言わざるをえない。しかし、まだ特別支援教育は始まったばかりであり、この判断の最終的な結論は、もうしばらく待ちたいと思う。

次に2003年3月の03報告と中央教育審議会の特別支援教育特別委員会がまとめた2004年12月の04報告、さらにその間の議論を通して、小・中学校における課題について整理する。

特別支援コーディネーターの役割について

特別支援教育のキーワードは柔軟性と弾力性にある。特別な教育的ニーズを持つ児童生徒に対して、特別支援コーディネーターを中心に柔軟かつ弾力的に人や場を提供することが、この制度の目的だからである。この柔軟性や弾力性はゆとりのある人や場があって初めて効果を発揮する。ところが、この大切なゆとりが、今の学校にはない。

2003年度から文部省は全国都道府県教育委員会に対して特別支援教育に関する事業を委嘱し、こ

れを受けて各学校は校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーター（仮称）を指名した。しかし、校内委員会を組織しコーディネーターを指名しても、その後の具体的な活動や役割は各学校に任されており、学校には具体像が見えないことで混乱や不安が生じている。中教審の特別委員会の中にも「学校に丸々一つの分掌が増える。追加になるということだと現場も大変な状況」だとする議論はあるが、新しい取り組みに混乱や不安は付き物なのか、それ以上の対応策まで検討してはいない。

03報告は、望ましいコーディネーターとして「職務を学校内において円滑に実施するために出来る限り指導的立場の人」や「盲聾学校で指導した、又は、特殊学級や通級指導教室を担当した経験を有する特殊教育の経験者」を挙げ、さらに「発達や障害全般に関する一般的知識及びカウンセリングマインドを有する者」で、「学校内及び関係機関や保護者との連絡調整役」を果たすことができる人だとも述べている。これだけの条件を充たす教員は通常学校のみならず、盲、聾、養護学校においても少ないはずである。実際に学校現場で指名された教員を見ると、教頭や教務主任あるいは生活指導主任のような指導的立場の人が目立っている。

そもそも、人ととの繋がりを組織的にコーディネートする仕事は発達や障害に対する専門的な知識や経験とは違う、別の専門性が必要になってくる。とすれば、予想される混乱を防ぐためにもコーディネーターは専任者で充当すべきだと考えるが、多くの学校は兼務することさえ厳しい多忙化の中にある。文科省は特別支援教育を実施するに際しては現行の学校資源を再利用すると唱えるばかりで、新たな人的、物的支援は考えていない。もしそうであるならば、早晚、特別支援教育は「ゆとり教育」の二の舞になるはずである。

特殊学級の在り方について

03報告は、これまでに特殊学級が果たしてきた役割を評価する一方で、特殊学級が蓄積した知識や経験、教材や教具を通常学級でも利用するために、固定式の特殊学級を見直すことを提言する。その結果、通常学級に籍を置きながら必要な時間のみ場所をかえて指導する拠点として特別支援教室（仮称）を構想するが、全体として通常学級に重きを置いた内容となっている。

これに対して04報告は、「障害の種類によっては固定式の学級の方が教育上の効果が高い」といった従来の特殊学級を評価する内容が目立ち、最後は「固定式の学級が有する機能を維持できるような制度」を検討する方向でまとめている。東京都が主催する盲、聾、養護学校教員向けの研修会で講演した特別委員会委員の一人が、従来の盲、聾、養護学校や特殊学級がなくなることは絶対ないと力説して話題になったが、この間の特別委員会の議論をみても特殊学級の維持を求める意見が強まっている。これは裏を返せば、03報告までは政府や官僚主導で進んだ内容が、04報告では、特別支援教育の在り方に危機感を抱く委員を中心に巻き返しがあったとみるべきである。

特別委員会の一部には「中間報告全体の方向性が現行制度に限りなく近い状態で、何が変わるものか。特殊学級についても、方向性としては変わらないものと思われる。当初からの高い理念であるノーマライゼーションとは全く追いつかない議論なのではないか」といった意見もあるが、全体としては「30人、40人一緒にグループの中で適切な教育的支援を行なうのは困難なのではないか。本当に一人一人の児童生徒に合わせた教育的支援を与えるとしたら、やはり現在ある固定式の特殊学級も極めて重要な位置づけになる」といった意見が強い。03報告と04報告の大きな違いは、特別支援教室（仮称）が、従来の特殊学級在籍児も含めた特別な教育的ニーズを持つ児童生徒のリソースルーム的な機能から、固定式の特殊学級的な機能も加えたマルチスペースに拡大する方向を積極的に認めたことである。

そもそも特別支援教育が登場した背景には、日本経済の低迷による教育予算の削減や、人口減少によるきめ細かな地域サービスの見直し等の理由もある。これまでの盲、聾、養護学校のような「手厚い」教育サービスを提供し続けることが今後困難になるとき、特別支援教育のように効率的で、しかも安上がりな教育サービスは都合のよいシステムとなる。しかし、04報告のように、あらゆる要望をすべて取り入れてしまうことが特別支援教育だとしたら、結局、何一つ改善されなかつといった結果を招くことにもなりかねない。この点で今後の特殊学級の在り方は、日本が特殊教育から特別支援教育に文字どおり転換できるかどうかの重要なポイントとなるはずである。

* * *

最後に、神奈川県の動きについて一言ふれたい。神奈川県は1995年から国に先駆けて教育上配慮を必要とする子どもの教育について検討を開始し、1998年には「インクルージョンをめざした学校教育の改革」という報告書を出している。神奈川県の特徴は、対象となる児童生徒がLD、ADHD、高機能自閉症児等だけでなく、不登校や学業不振児等も含めた支援策だということである。この考えはサラマンカ宣言の趣旨にも沿っており、インクルージョンという言葉を一貫して使い独自のスタンスを堅持する姿勢は、さすがに開明的で自由な土地柄だと思う。ただ、神奈川県が学校教育の理念として掲げる「共に学び、共に育つ教育」も同じだが、こうしたスローガンの中身に具体性などない。あるのは、漠然とした方向性と、そのもとで現状を問い合わせ続ける営みだけであり、それは特別支援教育であれ、インクルーシブな教育であれ変りない。この意味で神奈川県の今後の動きに注目したい。

(あおき・じゅんいち／東横学園女子短期大学助教授)

“少年非行の凶悪化”が示すもの

田 中 奈緒子



凶悪化イメージの定着

平成15年版犯罪白書では、“変貌する凶悪犯罪とその対策”と題した特集が組まれ、少年による路上強盗の増加が指摘された。そして多くの専門家や実務家が、少年による非行の凶悪化及び低年齢化を指摘し警鐘を鳴らしている。平成17年3月、内閣府は全国の幅広い年齢層約3500人によるアンケート結果を『少年非行問題等に関する世論調査』として発表した。「以前に比べて、少年非行はどのようなものが増えていると思うか（複数回答）」に対し、未成年者では「突然キレて行う非行」が49.4%と最も多く、次いで「低年齢層による非行」(34.4%)、「凶悪・粗暴化した非行」(34.1%)であり、成人では、「低年齢層による非行」が58.7%と最も多く、次いで「凶悪・粗暴化した非行」(53.2%)、「突然キレて行う非行」(52.5%)であった。今や、少年非行における“凶悪化、粗暴化”イメージは、社会において、特に大人たちにおいて定着した感がある。

さらなる厳罰化の動き

平成13年に施行された改正少年法の主な改正点は、事実認定手続きの改善、被害者への配慮の充実、そして刑罰適用範囲の拡大である。刑罰適用可能な年齢範囲をこれまでの16歳以上から14歳以上へと引き下げたことで、14歳・15歳の少年の犯罪事件についても検察官に送致し、非公開の少年審判ではなく成人と同様に公開される裁判を経て刑罰（懲役や禁固）を科すことができるようになった。そのほか、重大事件を犯した少年の処分を原則として検察官送致とするなど、これらの改正には厳罰化の意図が示されている。さらに、平成18年の見直しを待たずに再度の改正の動きが起きている。この動きのきっかけとなったのは、平成15年7月に起きた12歳の中学1年生の男子が4歳の幼稚園児を誘拐して殺害するといいういわゆる“長崎の男児誘拐殺人事件”である。幼さの残る中学1年生の少年による凶行は、社会に大きな波紋を広げ、また児童自立支援施設送致という家庭裁判所の決定に論議が起こった。14歳未満の者には刑法に基づき刑事責任は問えない。彼らは「触法少年（14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年）」であり、児童福祉法上の措置が優先される。施設収容の際は、矯正教育施設である少年院ではなく児童自立支援施設などの児童福祉施設に送致入所することになる。ただし児童福祉施設ではあっても、自由に外出できないよう特定の場所に収容し行動の自由を制限する“強制的措置”を行うことができ、その場合、開放処遇を行う自治体にある児童自立支援施設ではなく、全国に男女各1か所しかない国立の児童自立支援施設に収容されることになる（長崎の男児誘拐殺人事件の犯行少年は、審判決定時に1年間の強制的措置をとることが認められ、国立の児童自立支援施設に送致された。そして1年後さらに1年間の強制的措置の継続が決定した）。しかし、このような強制的措置が可能とはいえ、殺人という凶悪犯罪を犯した者が児童福祉施設に入所することへの疑問から、少年院への入所年齢の引き下げの声が起り、ついに2005年1月、法務大臣の諮問機関である法制審議会少年法部会は14歳未満の少年（触法少年）についても少年院送致を可能にするなどの少年法改正案要綱を決定し、今後国会で審議されることが決まった。

少年非行は“凶悪化”しているのか

このような厳罰化の施策の根底には“少年非行の凶悪化”イメージがある。しかし“凶悪化”論に疑問を投げかける専門家もまた多い（鮎川、2001；石井、2001）。凶悪犯とは、警察白書の統計上では殺人、強盗、放火、強姦を包括した名称であるが、その代表格であり暗数がほとんどないであろうことから実態を最も正確に表しているとされる数値に殺人があげられる。だが、この殺人の件数・人員には近年大きな変化が見られない。一方、強盗は平成9年に前年の5割増となり、その後も高い数値が続いている。（図 殺人・強盗の検挙人員の推移）。しかし、強盗の中身は、ナイフを手に深夜家に押し入るといったいわゆる典型的な強盗ではなく、言葉で脅して金品を巻き上げる（恐喝）という手順をふまずいきなり殴りつけてしまったり、原付バイクを用い集団で通りすがりの人のカバンをひったくり、その際に怪我を負わせてしまうといったものが多い。これらは今まで「恐喝+傷害」あるいは「窃盗+傷害」とみなされることが多かったが、これらに対する警察の検挙姿勢が変化したとされている。また共犯率の増加も強盗の検挙人員の増加の一要因である。もちろん、だからといって彼らの問題性が低いとはいえないが、強盗の増加をもって“少年非行の凶悪化”、さらには少年の“凶悪犯”化、つまり冷情性、粗暴性といった人格を持つ少年の増加などみなしてしまうのは大きなまちがいであろう。これに関しては、センセーショナルな報道が子どもの残酷性を強調し少年像を歪めている（石井、2001）との指摘もされている。しかし、前述した内閣府の『少年非行問題等に関する世論調査』において、「喫煙などの不良行為をしている少年を発見した場合どうするか」に対する成人の回答をみると、「注意する」と答えた者が16.3%であったのに対し、「注意したいが見てみぬ振りをする」が49.8%、「喫煙などの不良行為であればやむを得ないので放っておく」が15.7%、「警察官に連絡する」が4.9%、「学校などに連絡する」が7.0%であった。私たちは、“少年非行の凶悪化”イメージを持つことにより、いつのまにか若者に対して恐れの気持ちを抱き、彼らから遠ざかろうとしているように思える。

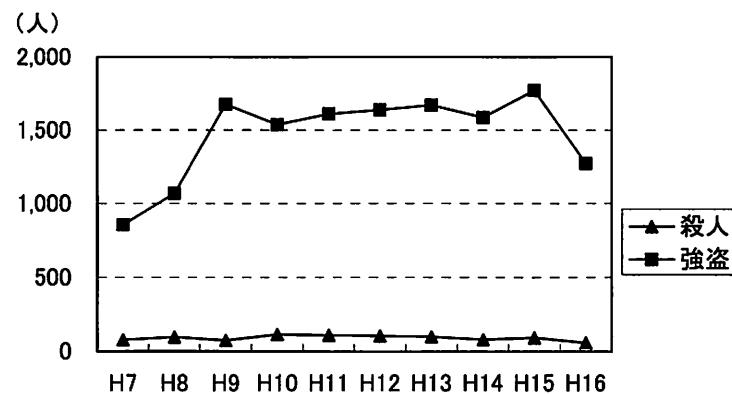


図 殺人・強盗の検挙人員の推移

	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
殺人	78	96	74	115	110	105	99	80	93	57
強盗	856	1,068	1,675	1,538	1,611	1,638	1,670	1,586	1,771	1,273

警察庁「少年非行等の概要(平成16年1~12月)」より作成

現代型非行少年の特徴とは

では、いったい現代の非行少年とはどのような少年なのであろうか。現代の非行少年像については、凶悪というより幼稚である（土井、2003；河合、2004）など、情緒の未成熟さが特徴としてあげられ、その未熟さを育て直すことが必要であるとされている。

また、現代型の非行としては、「いきなり型非行」や「普通の子・よい子の非行」がしばしば取り上げられる。家庭裁判所調査官研修所による「重大少年事件の実証的研究」（2001）では、単独で殺人事件を起こした男子少年を“社会化されていない少年”と意味づけ、①幼少期から問題行動を頻発していたタイプ、②表面上は問題を感じさせることのなかったタイプ、③思春期になって大きな挫折を体験したタイプの3つに類型化している。②及び表面上大きな問題は見当たらない③のタイプはいわゆる「いきなり」型非行とされるわけだが、どちらのタイプも、事件の前に学校不適応や凶器の所持等といった何らかの前駆的行動があったと報告されている。また、警察庁・科学警察研究所による「最近の少年による特異・凶悪事件の前兆等に関する緊急調査報告」（2000）では、22事件25人中の17人には過去の補導歴・非行歴がなく、普通あるいは問題がない子どもと見られていたこと、ただし19件では、犯行類似行動（4割）や刃物携帯・収集・使用（4割）など何らかの前兆行動があったと報告されている。

今後に向けて

異常な事件は不可解であり、我々を不安にさせる。そんなとき人は犯罪の原因に関する明解な答えを求める傾向がある。少年非行の凶悪化イメージは、時に少年の凶悪犯化イメージとなって、厳罰化の施策へと結びつく可能性を持つ。しかし、新たな施策を行うに当たっては、それが再犯防止にどれほど効果があるのか、どう更生へつながるのか、という視点を忘れずにいたいものである。また、結局のところ、非行の再犯防止、予防においては、一元的な原因論に頼らず、少年一人一人と真摯に向き合い多面的に理解することが求められるのである。

引用文献

- 鮎川潤（2001）：少年犯罪 ほんとうに多発化・凶悪化しているのか 平凡社新書
土井隆義（2003）：〈非行少年〉の消滅—個性神話と少年犯罪— 信山社
石井小夜子（2001）：少年犯罪と向き合う 岩波新書
家庭裁判所調査官研修所（2001）：重大少年事件の実証的研究 司法協会
河合幹雄（2004）：安全神話崩壊のパラドックス—治安の法社会学 岩波書店
警察庁・科学警察研究所（2000）：最近の少年による特異・凶悪事件の前兆等に関する緊急調査報告

（たなか・なおこ／昭和女子大学助教授）

どうする「人権教育」、どうなる「同和教育」

人権教育の指導方法等に関する調査研究会議報告書[第1次とりまとめ]を読んで

堀 義秋



はじめに

文部科学省の「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」(以下、「調査研究会議」)が、[第1次とりまとめ]を出した。調査研究会議は、2003年6月から12回の会議、2回の人権教育研究指定校と人権教育総合推進地域の視察を経て、[第1次とりまとめ](案)についての意見募集を実施し、04年6月のこの[第1次とりまとめ]にいたった。

調査研究会議が示した概要は、以下のとおりである。

はじめに

学校教育における人権教育の現状

=「知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題」

第Ⅰ節 学校教育における人権教育の改善・充実についての基本的考え方

(1) 人権教育の目標

○ 人権尊重の理念について、特に人権感覚の側面について分かりやすく表現
⇒ [自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]

○ 人権教育の目標

⇒人権の意義・内容や重要性について理解する
⇒ [自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること] ができ、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるようになる

(2) [自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること] ができるような児童生徒の育成

○ 人権感覚を身に付ける

⇒自らの大切さや他の人の大切さを児童生徒自身が感じ取ることができるようになる

○ 態度や行動に現れる

⇒他の人と共によりよく生きようとする態度や規範等を尊重し義務や責任を果たす態度、人権問題を解決しようとする実践的な行動力などを身に付けることができるようになる。
(具体的には、例えば① 他の人の立場に立つ想像力、②コミュニケーション能力、③ 人間関係を調整する能力などを培う。)

第Ⅱ節 学校教育における指導の改善・充実に向けた視点

(1) 人権教育全般に関わる視点

- ① 教職員における人権尊重の理念の理解・体得
- ② 学校教育活動全体を通じた人権教育の推進

(2) 人権教育を進める上での組織的体制と連携に関わる視点

- ③ 学校としての組織的な取組とその点検・評価
- ④ 家庭・地域との連携及び校種間の連携

(3) 内容・方法に関わる視点

- ⑤ 自主性の尊重や体験的な活動を取り入れるなどの指導方法の工夫
- ⑥ 児童生徒の発達段階や実態に即した内容・方法
- ⑦ 教育の中立性の確保
- ⑧ 効果的な学習教材の選定・開発

第Ⅲ節 人権教育の指導の改善・充実に向けてのポイント

→人権教育研究指定校等の実践事例を踏まえつつ、引き続き検討

おわりに

- 各学校における人権教育の指導方法等の改善・充実に努力
- 教育委員会における各学校への指導・助言や支援のさらなる充実及び条件整備
- 国における教育委員会や学校に対する支援の一層の充実及び条件整備

「調査研究会議」は、00年12月に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を受け、02年3月に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」（以下、「基本計画」）に基づき設置された。〔第1次とりまとめ〕も、「基本計画」に基づく人権教育を推進するために、「学習指導要領」等をふまえた「指導方法の望ましい在り方等」を示そうとしたものである。

しかしながら、「基本計画」に基づき人権教育を推進するというのであれば、「現在及び将来にわたって人権擁護を推進していく上で、特に、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者やハンセン病患者等をめぐる様々な人権問題は重要な課題となっており、国連10年国内行動計画においても、人権教育・啓発の推進に当たっては、これらの重要課題に関して、『それぞれ固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下の平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意することとされている』というのだから、「それぞれ固有の問題点についてのアプローチ」の方法について具体的に示す必要がある。「指導方法の望ましい在り方」というもののまったく具体性に欠け、文部省の同和教育についての基本的指導方針である『同和教育の推進について』（1976年）や『学校における同和教育の推進と差別事象に関する指導について』（1994年）との関連も明確ではない。また、「差別の現実に深く学ぶ」ことを基本において教育実践を展開し、交流してきた53次にわたる日教組教育研究集会の「人権教育」及び「国際連帯の教育」分科会や55回にわたる全国人権・同和教育研究大会（全国同和教育研究協議会）、24回にわたる全国在日朝鮮人（外国人）教育研究集会（全国在日外国人教育研究協議会）の成果や教訓も、なんらとり入れられていない。「基本計画」でいう「個別的な視点からのアプローチに当たっては、地域の実情等を踏まえるとともに、人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断する精神を身に付けるよう働きかける必要がある。その際、様々な人権課題に関してこれまで取り組まれてきた活動の成果と手法への評価を踏まえる必要がある」というおさえは、一体どうなっているのか。

〔第1次とりまとめ〕は、それぞれ個別の課題が存在する人権問題を「一般化」することにより、人権教育の課題をかえって不明確にさせたともいえる。

[第1次とりまとめ] を読む

〈はじめに〉の部分で、「すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権に関する各般の施策が講じられ……教育基本法に基づき、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者の育成を期する教育が、家庭・学校・地域のあらゆる場において推進されてきた」とし、

「人権教育の実践が、民主的な社会及び国家の形成発展に努める人間の育成、平和的な国際社会の実現に貢献できる人間の育成につながっていく」など、憲法・教育基本法に人権教育の推進の基本をおいてとりくんできたとしている点は、今日の憲法・教育基本法改悪の動きがあるなかでは一定程度評価できよう。

しかし一方で、今日生じている「様々な人権問題」については、「女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV 感染者やハンセン病患者」などを、ことばのみを、〔注〕として表記するにとどまっている。「基本計画」では、人権教育の根幹といえる同和問題について「同和地区出身者に対する国民一般の差別意識は、解消に向けて進みつつあるものの、依然として人々の心の中に根強く存在していることから、結婚問題を中心とする差別事象が見られるほか、就職に際しての問題等がある」と重要な人権問題としてとらえ、文部科学省・法務省が「同和問題に関する差別意識については、『同和問題の早期解決に向けた今後の方策について（1996年7月閣議決定）』に基づき、人権教育・人権啓発の事業を推進することにより、その解消を図っていく。その際、学校、家庭及び地域社会が一体となって進学意欲と学力の向上を促進していく」と具体的に記述している。参考資料として「基本計画」が添付されてはいるが、本文への記載がほしい。

また、いじめや暴力、虐待などに言及しているが、その背景として「同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在」をあげ、「より根本的には、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が未だ国民の中に十分に定着していない」としている。そして、学校教育における人権教育の現状に関しては、「教育活動全体を通じて、人権教育が推進されているが、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題」があるとし、人権教育に関するとりくみの一層の改善・充実を求めている。「人権教育・啓発の推進方策」としては、「学校における指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い、その成果を学校等に提供していく」「人権教育の充実に向けた指導方法の研究を推進する」ことを明示している。しかし、個別具体的な人権問題の背景としての部落差別、「障害」児・者差別、在日外国人差別、女性差別等を認識することなく人権教育に言及しているのだとしたら、人権教育の課題を「人権一般」に、人権教育のあり方を「指導方法」に矮小化しているのではないかといわざるを得ない。また、「知的理解にとどまり」という表記は、ある程度達成されているととらえられるが、実際には知的理解自体も大きな課題である。知的理解とは、単に知識だけではなく、「差別を許さない」といった認識をも含めたものである。そういう意味では、知的理解すら十分でないというのが現実である。

調査研究会議は、「人権についての知的理解を深めるとともに人権感覚を十分に身に付けることを目指す人権教育の指導方法等の在り方」を検討してきたという。〔第1次とりまとめ〕においては、「特に、人権教育とは何かということを分かりやすく示すとともに、児童生徒はもちろんのこと教職員一人一人が人権尊重の理念を理解し、体得することが重要であることを強調した」というが、はたしてどうだろうか。

第Ⅰ節では、人権教育を「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の規定から、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（第2条）を意味し、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」（第3条）にすることと位置づけている。そのうえで、人権教育の目標を、「人権の意義・内容や重要性について理解するとともに、〔自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること〕ができるようになり、それが様々な場

面や状況下での具体的な態度や行動に現れるようにすること」とした。こうした人間の関係性については、関係的存在としての人間をどうとらえていくのかということについても考えていかなければならない。

〔自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること〕ができるようになるには、「学級をはじめ学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを児童生徒自身が感じ取ることができるようになる」「さらに、自分と他の人の大切さが認められるような環境をつくることにまず学級・学校の中で取り組むとともに、家庭、地域、国、国際社会などのあらゆる場においてもそのような環境をつくることが必要である」と気づかせ、「他の人と共によりよく生きようとする態度や集団生活における規範等を尊重し義務や責任を果たす態度、具体的な人権問題に直面してそれを解決しようとする実践的な行動力などを児童生徒が身に付けることができる」ようにさせるという。具体的には、「①他の人の立場に立ってその人に必要なことやその人の考え方や気持ちなどが分かるような想像力や共感的に理解する力 ②考え方や気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような、伝え合い分かり合うためのコミュニケーションの能力やそのための技能」をあげているが、「その人の考え方や気持ちなどが分かるような想像力」という点については、これまでにない視点であり評価できよう。「義務や責任を果たす態度」を身につけさせることはいうが、なぜ人権を侵害するような事件が頻発するのかということについても、人権教育の課題として位置づけていかなければならない。

第Ⅱ節では、人権教育全般に関わる視点として、「教職員における人権尊重の理念の理解・体得」があげられている。「教職員は、自らの言動が児童生徒の人権を侵害することにならないよう常に意識をしておかなければならない」という指摘は当然である。教職員自身の差別性は、つねに問いつめられ、意識化されることが重要である。学校が、差別を再生産する場であってはならない。また、人権教育の推進にあたっては、「教職員が一体となって人権教育に取り組む体制」を整えることはいうまでもなく、とりわけ管理職においてはその教育的リーダーシップが問われる。

内容・方法に関わる視点としては、「自主性の尊重や体験的な活動を取り入れるなどの指導方法の工夫」があげられている。子どもたちの自主性を尊重し、人権意識を一方的に教え込むようなことを避けるのは当然のことだが、多様な体験的な活動を取り入れること、とりわけ擬似体験活動については、その活動の人権教育における意義を明確することが不可欠である。体験的な活動は、人権教育のための動機づけ、いわば導入的なものであり、人権教育そのものではないことを確認しておかなければならない。

「教育の中立性」ということについては、人権は国家と個人の関係が基本であり、「国家は、～してはいけない」「行政は、～すべきである」といった人権保障の側面についても考えていかなければならない。人権は、国家を規制するものもある。「学校は公教育を担うものとして主体性をもって人権教育に取り組むことは当然のことだが、こと人権教育にかかわっては、教育活動と政治運動・社会運動との関連を明らかにすることもきわめて重要である。特定の主義主張をおしつける可能性がもっとも高いのが、国家権力であることについても指摘しておきたい。

「同和教育」行政はどう進められてきたか

文部省は、『同和教育の推進について』で、同和問題は「日本国憲法に保障された基本的人権にかかわる問題であり、また、人類普遍の原理である人間の自由と平等にかかわる問題である」とし、その解決は「国及び地方公共団体の責務であり、同時に国民的課題である」とした。そして、同和

教育の中心的課題を「法の下の平等の原則に基づき、社会の中に根強く残っている不合理な部落差別をなくし、人権尊重の精神を貫くことである」と位置づけた。同和地区がある学校における同和教育では、「教育水準を高め、教育上の格差を是正を図るために、対象地域の児童生徒の学力の向上と健康の増進を図り、進学や就職が適切に行われるよう、進路指導の充実に努める」とした。

しかし、同和教育の推進にあたっては、地域の実態把握の必要性をいうものの、どのようにして把握するかについては言及することなく、「同和教育と政治運動や社会運動の関係を明確に区別」することが「教育の中立性」を確保するという論理で、これまで部落解放運動と不可分の関係にあった「解放教育」運動のとりくみを排除しようとした。

また、文部省は、「学校教育現場における部落差別事象に関する指導事例集作成協力者会議」による『学校における同和教育の推進と差別事象に関する指導について』を出している。この資料では、「同和地区の生活環境の劣悪な実態は大きく改善をみている」が「心理的差別」（注）の解消は不十分だという認識を前提にしている。この認識を前提に、「同和教育」のとりくみは、「心理的差別」の解消に対応する課題としての「基本的人権尊重の精神を高めること」に重点を置くことを提起し、学校における差別事象をとりあげ、そのとりくみについてはじめて言及した。

すなわち、学校において差別事象が繰り返し発生していることをふまえ、同和教育を進めるにあたっての留意する事項を示すとともに、学校において発生した部落差別事象についての指導事例をとりあげている。そのなかで、学校における同和教育は、「同和地区の有無にかかわらず、全国すべての学校」において行うことが必要であるとし、学校における差別事象の解消を図るには、「何よりも日常の教育実践の中で、偏見や差別のない学級経営が行われ、個を生かす学習指導が行われること」であるとしている。また、同和教育の中心的課題の明確化とともに、この課題に迫るとりくみを進めるに際しては、「①同和地区児童生徒の実態や部落差別解消への保護者の願い等が反映されていること ②単なる知的理解にとどまることなく、心情を陶冶し、態度にあらわれるようにし、部落差別解消への実践力を育てることが目指されていること に留意する必要がある」とした。

また、教職員が同和問題についての正しい認識をもつよう努めるとともに、具体的な学習を展開する力量を高めるための研修の充実、とわけ「家庭訪問」等をとおして、同和地区的実態を正しくとらえること、同和地区的子どもたちの実態を的確にとらえることが示されている。

学校間の連携・協調についても述べられている。①授業研究等を通して、共通理解・共通実践を深める ②教材の工夫、指導計画の立案等を通して、系統的な同和教育の実現に努める ③研究発表会等を通して、地域の実態に即した指導を推進する など、一定地域内の幼・小・中・高等学校が、互いに連携・協調する推進体制を確立することが強調されている。

各部道府県教育委員会が把握した学校教育の場における差別事象の発生は、年によってばらつきはあるものの、150から250件くらいであるという。また、差別事象を児童生徒の発言に関わるもの、教職員の発言に関わるもの、差別落書に関わるもの、その他に分類しているが、毎年の傾向を見ると、児童生徒の発言に関わるもののが7割程度、教職員の発言に関わるもののが1割弱、差別落書に関わるもののが2割程度、残りがその他となっているという。

具体的には、小学校、中学校、高等学校において発生した部落差別事象を、それぞれ一つずつとりあげ、それらについて背景・原因等の分析、指導にあたって留意した事項など、差別事象へのとりくみを示した。

小学校では【家族の偏見や差別意識が児童の言動に反映した事例】として

第5学年の児童3名が放課後、校庭の片隅で話をしている時、A子がB子を「明日、私の誕生日だから家へおいでよ。」と誘った。

C子が「私も行っていい。」と言うと、A子は「このことは誰にも言わないでね。おばあちゃんに○○（○○は同和地区名）の子を家に連れてきてはいけないって言われてるの……。だからダメなの。」と断った。

B子が「なぜ○○の子はいけないの。」と尋ねると、A子は「よく知らないけど○○の人は、昔のえた、非人で他の人とは違うんだって。」と言った。

があげられている。具体的な指導として、①A子の家族の偏見や差別意識に基づく発言を受けてのものであり、学級担任の教師は、A子に対する指導だけではなく、家庭訪問を行い、事例の事実と差別性並びに学校及び家庭での指導の在り方について家族と話し合った。特に、差別発言の当事者（祖母）に対しては、同和問題についての誤った理解が原因になっていることを告げて、同和問題の正しい理解と協力を得ることに努めた。C子に対しては、差別に立ち向かっていくように指導した。C子についても家庭訪問を行い、事例の事実を説明し、学校及び家庭における今後の指導について、保護者と十分に話し合い、協力を得た ②学級の児童に対しては、「○○の人は、昔のえた、非人で他の人と違うんだって。」という発言に表れた差別意識について話し合わせ、C子の心の苦しみや怒りを全体に共有させ、「差別をしない、差別を許さない」態度を育成することに努めた ③保護者を含めた地域の人々のもつ差別意識が、児童生徒の差別発言や行為の基盤になっているため、PTA等の活動の課題として、同和問題を正しく理解できるような啓発の場を設けたとしている。

中学校では、【校内における落書きの事例】として

朝、出勤したB教諭は3階にある担任の学級（第3学年）の前の廊下の黒板に書かれた、「部落差別推進、税金を奪っている奨学金、それを払っているのは平民、A中の先生は部落民ばかりをかわいがるな！」という落書きを発見した。

があげられている。具体的な指導として、①校長に報告、校長は、事実関係を確認し記録した後、落書きを消去するよう指示した ②関係者は第3学年と思われたので、直ちに第3学年を中心にして学年集会を開き、本件の概要と何が問題なのか分かりやすく説明をした上で、引き続いて一斉に、第3学年の各学級担任の教師が学級で指導を行い、同和問題について理解を深めた ③第1学年・第2学年の指導については、事例の背景や原因を踏まえて、当該校の同和教育計画を慎重に検討した上で指導するとともに、今後も引き続き同和教育を重視していくこととした ④生徒の偏見の形成には家族も大きく関係していると考えられたので、PTAと連携を図りながら保護者に対する研修を進めた ⑤落書きした者が後日判明した場合には、本人及び家族に対して個別に指導して、このようなことが繰り返されないよう同和問題への理解を十分深めることとした ⑥同和地区生徒は、大きなショックを受けていることが考えられたので、個別指導や家庭訪問等によるきめ細かい対応に留意した としている。

高等学校では、【結婚に関する発言の事例】として

3学期の初め、第1学年の現代社会の授業「日本国憲法と人権」の学習の中で、教科担任の教師は基本的人権の内容を平等権、自由権、社会権、参政権、請求権の五つに分類して説明し、その後、生徒に発問し、答えさせるという指導方法をとった。

自由権の学習まで進んだところで、「どんな人を結婚の相手に選ぶか」という教師の発問に対して、A子は何のためらいもなく、「同和地区の人でないこと」と発言した。

A子の発言に対して、生徒の中から、多少のざわめきがあったが、その発言が誤っていると指摘する者もなく、また、なぜ「同和地区の人ではだめなのか」という反論もなかった。

があげられている。具体的な指導として、①発言は、「同和地区の人」であるという理由で結婚の対象から排除するというものであり、同和地区住民に対する偏見と差別による最も重大な人権侵害であり、許されるべき発言でないことを指摘した上で、人は「生まれ」によって差別されるものではないことを基本的に理解させるため、次時の「人間の尊厳と平等」の学習において、「同和問題の歴史的・社会的背景を明確に指導し、差別の不合理を理解させ、予断や偏見の解消を図る」「国民的課題である部落差別の解消の今日的意義を理解させ、差別意識を払拭できる資質を養う」「同和地区の人たちが、いまだ結婚差別を受けている事実をあげて指導し、そのことは許されない人権侵害であることについて理解を深める」ことなどをめざした ②発言は、保護者のもつ差別意識や偏見がその根底にあることから、同和問題についての家庭の正しい理解と協力がなければ学校における同和教育の効果は十分に上がらないと考えられた。このため、保護者に映画会、講演会への参加等を呼びかけて、共通理の徹底を図った としている。

国や地方自治体は、この間、学校教育及び社会教育をとおして、「広く国民の基本的人権尊重の精神を高めるとともに、同和地区における教育上の格差の解消と教育・文化水準の向上を図ることを課題として、同和教育の推進に努めてきた」とはいう。この提起は、いまだ「教育上の格差の解消と教育・文化の水準の向上」などにかかわる課題が十分に解決されたとはいがたいが、学校において差別事象が繰り返し発生しているという現実をふまえたとりくみや被差別部落の子どもたちの実態把握のための「家庭訪問」等の提起は、一步前進といってよいだろう。しかし、依然として「教育の中立性」の確保を強調し、これまでの「解放教育」運動の実践やその成果についての否定的な姿勢は、強く批判されよう。

注 【心理的差別】 「部落差別は、半封建的な身分的差別であり、わが国の社会に潜在的または顕在的に根深く、多種多様の形態で発現する。それを分類すれば、心理的差別と実態的差別とにこれを分けることができる。／心理的差別とは、人々の観念や意識のうちに潜在する差別であるが、それは、言語や文字や行為を媒介として顕在化する。たとえば、言葉や文字で封建的身分の賤称をあらわして侮蔑する差別、非合理的な偏見や嫌悪の感情によって交際を拒み、婚約を破棄するなどの行動にあらわれる差別である。実態的差別とは、同和地区住民の生活実態に具現されている差別のことである。たとえば、就職・教育の機会均等が実質的に保障されず、政治に参与する権利が選挙などの機会に阻害され、一般行政諸施策がその村から疎外されるなどの差別であり、このような劣悪な生活環境、特殊で低位の職業構成、平均値の数倍にのぼる高率の生活保護率、きわどく低い教育文化水準など同和地区の特徴として指摘される諸現象は、すべて差別の具象化であるとする見方であ

る。／このような心理的差別と実態的差別とは、相互に因果関係を保ち相互に作用しあっている。すなわち、心理的差別が原因となって実態的差別をつくり、反面では実態的差別が原因となって心理的差別を助長するという具合である。そして、この相関関係が差別を再生産する悪循環をくりかえすわけである」（同和対策審議会答申）

今後の課題

調査研究会議は、今後も人権教育研究指定校等の実践事例をふまえた具体的な検討を行い、第Ⅱ節で示した各視点についてもさらに議論を深めるという。「最終報告」では、人権教育研究指定校だけではなく、日教組教育研究集会の「人権教育」及び「国際連帯の教育」分科会や全国人権・同和教育研究大会、全国在日朝鮮人（外国人）教育研究集会の実践やその成果・教訓もふまえ、「指導方法」の具体的な提起が求められる。

また、[第1次とりまとめ]では、学校の役割として「人権教育の指導方法等の改善・充実に努力することを、各教育委員会の役割として「効果的な研修の実施、実践事例やなどの情報提供、カリキュラムの作成、家庭・地域との連携や校種間の連携を推進する体制づくりなど、各学校への支援のさらなる充実及び条件整備に取り組む」ことを、さらに、国の役割として「人権教育に関する情報の収集・提供など教育委員会や学校に対する支援の一層の充実及び条件整備を図ること」を明記している。とりわけ国段階のとりくみについては、[第1次とりまとめ（案）]ではふれられていなかったが、あらたに加えられたものである。調査研究会議の論議のなかでも、当初は「情報の収集・提供」だけであったが、「条件整備」が付け加えられた。国のはたす役割としては、当然のことである。学校や地域での人権教育のとりくみを一層進めるためには、教職員が受身の姿勢ではなく、各教育委員会にとりくみの強化を働きかけることが必要である。

しかし、なによりも重要なことは、今日生じている「様々な人権問題」の根底にある差別意識を、どう教育実践をとおして克服するかということである。その教育実践を進めるためには、あらゆる差別問題について、教職員自らがそれぞれの差別と自己とのかかわりをとらえていくことが求められる。私たちは、これまでの「同和教育」を人権教育一般に埋没させることなく、「差別の現実に深く学び、差別を許さない」反差別の「人権教育」を構築していくなければならない。

（ほり・よしあき／海老名市立海老名中学校教諭）

地方分権を考える—学校は教育の最前線

前 田 武



はじめに

先日、滋賀県栗東市の教育長である里内勝氏にお会いする機会があり、その時里内氏は「学校はいわばフロントで何を子供たちに提供すれば良いのか分かっている。それを実現するために市教育委員会がある。しかし、現行の法制は市町村の権限が少なく県教委の判断を待っていたら解決は先延ばしになる。これでは保護者や学校の要求に応えられない」と話されていたのが大変印象的した。里内氏は、これまで学校の「5K」の代表といわれた学校のトイレ改修を全国に先駆け行いました。改修にあたり子供の意見を取り入れ、その実践が参考になり全国的に同様な取り組みが行われています。まさに学校の意向を大事にする教育行政がすすめられています。

一方、小泉内閣の3兆円程度の国庫補助負担金の廃止等を内容とする「三位一体改革」は、地方分権の推進の名のもと全国知事会など地方六団体によって提起された義務教育費国庫負担制度から、当面中学校教職員の給与費を適用除外することを暫定措置で行いました。そして、地方六団体が提案した内容の是非については、現在地方六団体の代表を入れ中教審の義務教育特別部会で論議がすすめられ今秋には結論が出されようとしています。地方六団体の提案は、地方分権と言いながら都道府県や知事の裁量のみを焦点化し、逆に設置者である市町村、地域住民や学校の意向が教育行政に反映されにくいものになっていることは明らかです。

地域の声を尊重する地方分権は、1994年のいわゆる「自民、社会、さきがけ政権」の村山内閣の閣議決定による地方分権推進大綱を受けその後発足した地方分権推進委員会によって大胆な勧告が出され推進されました。しかし、現在の「地方分権」は、効率性のみが強調され「ゆとりと豊かさ」が後退しています。そこで、そもそも地方分権の推進が戦後初めてとも言える政策課題になった意義は何か、その結果地方分権によって学校の在り方がどうなるのか、地方分権の視点で考えてみたいと思います。

地方分権と補完性の原理

<地方分権が政治課題になった背景>

全国知事会等も国の役割として義務教育の重要性を認識しているにも拘わらず、義務教育費国庫負担制度の見直し方針を提起しました。その背景に何があったのでしょうか。おそらく次のことを指摘できます。一つはこれまでの教育行政が「ナショナル・ミニマムの確保」教育の機会均等を理由にしながら、指導要領の拘束性をはじめ「箸の上げ下げ」など国による地方・学校に対する厳しい締め付けが行われ、中央集権型の教育をすすめてきた文部科学省に対する批判です。二つ目は地方教育行政が文部科学省から地方教育委員会に直結するシステムに重点を置いていることから、知事など首長の存在を軽視している姿勢に対する「不満」の現われとも言えます。つまり、首長は住民の選挙で選ばれているのに、「政治的中立性の確保」のもと教育行政が首長によって任命された教育委員によって行われている、システム上の問題として打ち出されたものです。いずれにしてもこの問題は、地方六団体の提案に見られるように学校の設置者である市町村の役割を無視したもの

になっています。教育現場である学校から見れば、改革案は国と都道府県の関係、さらには教育財政等に首長の裁量が認められるのか、それとも従来どおり教育委員会が掌握するのか、コップの中の議論にとどまっていると言えます。これでは、地方分権の真髓である「補完性の原理」とはほど遠いものと言わざるを得ません。

＜教育に最も必要な地方分権は神奈川から＞

地方分権の推進が日本の政治にとって身近な課題になったのは、1978年に神奈川県知事の長洲一二氏が「地方の時代」を強くアピールした時からです。1995年7月には地方分権推進法が施行され、7人の委員による地方分権推進委員会が発足していますが、委員の一人に長洲一二氏が選ばれ、長洲氏をはじめ他の委員もこの地方分権推進委員会の論議の中で一般の行政に比べてより中央集権型が強い文部行政の転換を促しています。「三位一体改革」に関連して全国知事会等から出された義務教育費国庫負担制度の見直しにもこの考え方方が引き継がれていると言えます。

＜樋口恵子氏（評論家）が語る教育の地方分権＞

1996年当時、地方分権推進委員会委員の一人である評論家の樋口恵子氏は私とのインタビューで、「教育への住民参加を一地方自治は民主主義の宝」（教育評論参照）として教育における地方分権の真の意味と必要性を次のように述べています。

■樋口恵子氏一分権というのは、国から都道府県や市町村に権限が委譲されるだけだったら、それは官官分権でしかない。地域の住民一人ひとりがさまざまな問題に参画し、自己決定権行使しうるという意味では地方分権はとても大事だと思う。

■樋口恵子氏一戦後50年の発達の中で、本来教育は一人ひとりの個性を育していくものなのに経済や生産性向上に合わせてきた。その結果いじめや不登校、一人ひとりの個性のなさ、偏差値至上主義など教育上の構造上の問題として出てきた。これを解決するにはこれまでの中央集権を反省し、もっと地方や地域を信頼し、権限を委ねる必要がある。個性を育てる教育に中央集権はふさわしくない。それが教育の地方分権の趣旨だと思う。

■樋口恵子氏一教育に関して大きな問題として教育長の任命承認制の問題がある。教育長は選挙で選ばれた首長が任命する。しかも教育長は議会承認のいる職種で、選挙で選ばれた議員が賛成しているのに、顔も知らない虎ノ門（文部省）が面接をして承認するなんてこんなバカな話はない。

※当時は都道府県教育委員会の教育長は文部省の承認、市町村教育委員会の教育長は都道府県教委の承認が必要になっていました。それぞれの自治体が選んだ教育長を、国や都道府県が判断するという上位下達の構造になっていました。

＜地方分権は「ゆとりと豊かさを実感できる社会実現」がテーマ＞

- (1) 最近「学力低下」問題をめぐり、「ゆとり教育」が批判の矢面になっています。「ゆとり」という言葉が「楽をする」意味に結びつき、「教育」がもっている強制力との関係から指摘しているようです。しかし、「ゆとり教育」が導入された経緯は樋口恵子氏の発言にもあるように教育上の歪みを是正し、「学びや生きる力」を身につけることを願って制度化されたものです。「ゆとり教育」批判はこれを意図的に曲げた解釈と言わざるを得ません。その結果が政治主導によって「朝令暮改」で教育改革がすすめられている事実だけが残り、そのツケの解消が学校に求められているのが現実です。

地方分権推進法は、第1条で地方分権の目的を「国民にゆとりと豊かさを実感できる社会を実現することの緊急性に鑑み、地方分権の推進について、基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備することにより、地方分権を総合的かつ計画的に推進することを目的とする」と規

定しています。この意味するところは、これまでの日本が教育を含め福祉国家と言われながら「ゆとりと豊かさを」が実感できないしくみからこうした法文が挿入されたのです。こうした面を考えても一部の政治家や文部科学省の「ゆとり教育」見直しは、教育が長年にわたり積み上げてきた実績を否定しこまでの国の政策との整合性を欠いたものです。

(2) これまで日本の教育行政は、いわゆる「55年体制」が反映され、その弊害が多くの保護者、教育関係者や識者から提起され、文部省は「対立の構図」から抜け出すことができませんでした。しかし、法的拘束力をもつ地方分権推進委員会が設置され、数次にわたる勧告によって日本の政治の方向性が地方分権の推進を避けることができなくなったことから文部省の姿勢は大きく変化せざるを得なくなりました。

具体的には、一般行政法には見られない細かな「箸の上げ下げ」まで規定していた文部省設置法の改正が行われました。同時に文部省内には「21世紀に向けた地方教育行政の在り方に関する調査研究協力者会議」が設置され、そこで出された「論点整理」を中教審に諮問し「今後の地方教育行政の在り方について」が答申されました。文部省はこれを受け、それまで「55年体制のシンボル」とも揶揄されていた「地方教育行政の組織および運営に関する法律」(以下地教行法と略す)の改正に着手することができるようになりました。この法改正により国と都道府県の関係は改善されましたが、都道府県と市町村の関係、特に権限の付与は必要な行政能力と税財源の移譲を伴わないと実効あるものにならないことから、この時点では継続課題として先送りされました。

(3) 勿論、人づくり・人材育成は国の礎として重視されていますが、「地域が人を育む」に象徴されているように地方の教育が果たしている役割が改めて認識されています。そのことを証左しているのがEUを中心に推進されている「補完性の原理」による地方分権です。

国や地方自治体がすすめてきた教育や福祉などの対人社会サービスは、かつては家族内部や地域社会内部の共同作業や相互扶助によって支えられてきました。ところが都市化や近代化により分業がすすみ福祉、介護、教育など家族が負担してきた機能が縮小し、地方自治体、特に身近な自治体が代替的に担わざるを得なくなっていました。これを理論的に説明しているのが「補完性の原理」です。

＜補完性の原理＞

1985年ヨーロッパ地方自治憲章第4条第3項は、「公的部門が担うべき責務は、原則として、最も市民に身近な公共団体が優先的にこれを執行するものとする。国など他の公共団体にその責務を委ねる場合は、当該責務の範囲及び性質並びに効率性及び経済上の必要性を勘案した上で、これを行わなければならない」と謳っており、このことを補完性の原理と言います。この意味は、個人でできないものは家族が、家族ができないことは市町村が、市町村ができないことは県が、県ができないことは国が、ということです。

なお、この「地方分権推進の意義」「補完性の原理」などについては、当時地方分権推進委員会の専門委員をしていた現東京大学経済学部長の神野直彦氏などが力説していました。神野氏は、さらにこれから教育を進めていく上で必要な考え方としてスウェーデンの中学校の社会科の教科書に掲載されていたドロシー・ロー・ノルト氏の「子ども」の詩を紹介しています。余談になりますがこの詩が載っている本は、皇太子が「子育て」としてこの詩を紹介したことからマスコミも大きく取り上げベストセラーになっています。神野氏が紹介した1999年当時は、この本が一般の書店にはなく神田の三省堂でようやく見つけた思い出があります。日教組は教育改革を進める上で「子ども」の詩がもつ意義がからの改革にも必要であると、2001年の連合の大会で報告し多くの代議員よ

り賛同を得ました。その後日教組は2年毎に発行する「政策制度要求と提言」に必ずこの詩を掲載するようにしています。そこでは学校が、生と育ちを支える「学びの共同体」である、教職員は「学び方を学ぶ力」の育成に向け学習者としての子どもを支援し、共に学び・育つ場であることを確認し、子どもの詩をふまえた「子ども」観による学校改革を提起してきました。

地方分権が推進された教育分野

＜地方分権推進委員会勧告を受け自ら舵を切った文部行政＞

- (1) 地方分権の推進は政府全体の施策としてすすめられましたが、その根拠になったのが地方分権推進法です。この法律に基づき政府は、地方分権推進委員会の勧告をふまえ各省庁に対し地方分権推進計画の策定を義務付けました。当然政府の一員である文部省は、これを機会に教育のプライオリティを高めるため、「補完性の原理」をふまえ教育行政に地域住民の意向を反映させることが重要であると、教育における地方分権の推進を積極的に検討しました。それでなくても、この国が標榜する「教育立国」を裏付けている教育予算の額は、子どもの数の減少が影響し、1960～70年代には教育予算の国の予算に占める割合が10%を超えていましたが、2000年には7%を割るなど減少の一途をたどるようになりました。財政当局である大蔵省（現財務省）は、教育予算を常に見直しの対象にしていましたから、文部省はこのままでは教育が「構造的不況産業」に陥ると危機感を一層募らせていました。
- (2) このため1997年2月文部省は、「21世紀に向けた地方教育行政の在り方に関する調査研究協力者会議」を設置し、教育分野への地方分権推進に関する議論をすすめました。9月には「論点整理」としてまとめられました。

文部省所管に関わって、中央集権型から地方分権へ転換できる具体的な事項が提起されました。主な内容は次のとおりですが、中教審答申の「今後の地方教育行政の在り方について」に較べると、一層分権型の教育行政が提案されています。当時の中教審は、今の中教審に比べ「重み」があり、答申を出す場合事前に関係省庁との調整を必要としていることから独自色を出すことが難しい場面も見られました。これに対し省内に設置された「協力者会議」は、文部省の考え方をストレートに出すことが可能でした。当時の地方分権に対する文部省の認識を知る上では参考になります。

【21世紀に向けた地方教育行政の在り方に関する調査研究協力者会議のまとめ】

- ①学校に対する教育委員会機能を「管理運営」から「支援」体制に転換すること。
 - ②学校目標の説明責任とその達成の度合いを地域に説明、評価の導入をすること。
 - ③学校に権限を拡大し学校に経営を委ねる、学校予算の見直し、フレーム予算の検討。
 - ④学校管理規則の見直し、許可制から届出制へ。
 - ⑤保護者、地域住民に対して必要に応じて助言を求めることが出来る仕組みの検討。
 - ⑥教育委員選出への住民の意向が反映されるしくみの検討。
- (3) これらの内容は、1998年の中教審答申「今後の教育行政の在り方について」にも一定程度反映され、1999年には法的整備などが行われました。その主なものは、
- ◎国と地方の役割りを明確にし、地方に対する指導助言は極力抑制する。指導助言する場合は文書で提示する。
 - ◎都道府県と市町村間を「対等・協力」の関係に変える。
 - ◎教育行政に地域住民の意向反映、参画ができるよう教育長の選出にあたっても文部省等の事前承認は廃し、住民代表で構成されている当該議会の承認を得る。また、教育委員の選出にあたつ

ても首長の任命は引き続き堅持するが選出にあたっては工夫する。

- ◎学校管理規則の見直しにあたっては、学校を支援する視点に立つとともに、市町村の実態に応じて工夫できるようにする。
- ◎学校の自主性・自律性を確立するため、学校の予算についての事前のヒアリングを含めて権限を委譲する。
- ◎教員以外の教職員の専門性を高めるための研修の充実を図る。
- ◎校長等の資格要件を教員歴に限定せず緩和する。
- ◎学校運営に地域住民の意向を反映させるため学校評議員制度を創設する。

<地方分権の推進が叫ばれていた当時の教育行政と学校>

(1) 先ほど紹介した評論家の樋口恵子氏の発言にもあるように、地方分権推進以前の地方の教育行政は、文部省の「金も出すが口も出す」ことに翻弄され、多くの地方自治体は主体性なき教育行政をすすめっていました。このため教育委員会による施策も地域住民の意向と乖離した実態がありました。

教育委員会の役割は、学校を「支援」するより、「管理」に重点を置いている地教行法のもとですすめられていました。教育委員会が行う教育施策は、多くの場合地域や学校の実態に即した独自の企画立案をすすめる「経営機能」よりも、管理・監督を中心とする「行政機能」に力点が置かれ、その内容は文部省に追随する形ですすめられてきました。

(2) こうした教育行政の運用は学校にも影響を及ぼし、「学校が主体的に判断する」ことより「横並び思考」や「指示待ち」の考え方支配していました。このため、複雑多様化する社会状況やそこから派生する様々な教育課題や問題行動に対しては、現場感覚よりも中央集権型による教育の企画立案が重視され、有効な手立てを講じることが難しくなっていました。こうした傾向は、自ら主体的に判断し責任を担うことが当然視されている地方分権のもとでも必ずしも払拭されません。

教育委員会に依存する体質はなくならず、的確な対応の遅れや学校の自主性・主体性の弱化・喪失は、学校に対する信頼度を薄めることにつながってしまします。

今は、保護者・地域住民からは納税者として、学校に対して様々な教育要求や教育サービスの提供を求める声が日増しに強まっています。これに対し、子ども・保護者、地域住民と直接向き合っている学校は、すすまない学級規模の縮小や予算も少なく、与えられた裁量の範囲は狭いことと、教育委員会が学校をサポートする体制も十分ではなく、その結果責任だけが学校に押し付けられる風潮も見られます。

本来、地域住民にとって最も身近な存在である学校は、教育現場の最前線として問題を掌握し、地域に根づいたものとして展開されるよう活性化が求められています。しかし学校は、そのための制度的な保障が十分でないことから学校改革には消極的になっていました。毎日目の前にいる子どもたちへの対応に追われ、学校の改革は遅々としてすすまないのが実情でした。

教育に最も必要な地域住民の意向が直接反映されるシステム

国の基本ルールを定めている日本国憲法では、地方分権を「民主主義の学校」に位置付け、「地方自治の本旨」としてその実現を定めています。地方分権が本格的に政治の舞台に登場したのが自民党政権が崩壊しかねない1993年6月衆参議院で「地方分権の推進」が決議された時です。

そして、2000年4月から地方分権一括推進法が施行され、それに伴い教育分野では学校の管理規則が見直されました。国の行政システムは、中央集権型から地方分権型に移行しましたが、その象

徵が「機関委任事務の廃止」でした。機関委任事務の廃止により、国と都道府県、県と市町村の関係が「対等・協力」に変更され、教育行政の運用、特に指導行政には変化が見られるようになりました。

＜規制改革が行われ、弾力化した教育委員会と学校の関係＞

義務教育関係は、教職員の広域的な人事の確保や財政能力の担保から教職員給与及び勤務時間等勤務条件が、設置者ではなく都道府県が定める県費負担教職員制度になっています。そのため教職員の人事は、一般行政職員以上に国や県の規制が強いのが特徴でしたが、「対等・協力」になったことから教育行政の展開に大きな変化が見られるようになりました。それに拍車をかけたのが規制緩和措置で、市町村教育委員会の意向が県費負担制度にも少しづつ影響を与えるようになりました。

また、学校の管理・運営に関する根拠や指針を定めていた市町村の学校管理規則は、これまで都道府県立の学校管理規則を参考にして、市町村の学校管理規則が定められていました。これも2000年の地方自治法の改正及び地教行法の規定の廃止によって根拠をなくし、学校管理規則は市町村の主体性によって制定できるようになり、ここに「補完性の原理」によるシステムの導入が可能になりました。

＜地方の意向が反映される義務教育費国庫負担制度へ＞

04年地方六団体が提起した義務教育費国庫負担金の見直しは、05年は暫定措置になり中学校相当分の半分である4,250億円が削減されました。「三位一体改革」の結論は、中教審にゲタが預けられ、義務教育費における費用負担の在り方、教育委員会制度の在り方などが総合的に検討されています。昨年報告された中教審の作業部会の議論では、費用負担の在り方が国と県との関係だけでなく、特に義務教育は「補完性の原理」、設置者管理主義の視点から市町村との関係を重視する方向性も打ち出されています。財政規模が大きい政令市、中核市、または特例市に対しては、学級編成権、教職員の人事権（政令市は既に人事権が付与されている）、できれば教職員の給与負担の検討をしてはどうかという議論もされるようになりました。多くの市町村の教育長からは、設置者負担主義を原則にしながら例外である「県費負担教職員制度」が通常の形になっており、制度を複雑化しているとの指摘もされています。加えて問題が生じた場合県費負担制度では責任をとるのか誰なのか、責任体制の所在が曖昧になっていることも提起され、その見直しが避けられない状況になっています。

このことに関連して冒頭紹介した栗東市の里内教育長は、「学校事務」—05年5月号—（学事出版）で次のように語っていますが、教育行政の責任者の発言だけに説得力があります。

「3年前、小学校1年生の学級経営が難しくなってきた時、学校現場から少人数学級にして欲しいという要望が先生や保護者から出てきました。学級を増やそうとしても、市費で雇用した先生は学級担任ができないので、要望に応えることができませんでした。この場合、何が一番適切なサービスであるかが分かっているのは学校なのですが、市町村には定数上の権限が与えられていないので、常に県教委にお願いするしかないことになります。しかし、そこには子どもがいるわけであり、『待ったなし』です。いちいち県教委に要請し、その判断を待っていたら、解決は先延ばしになってしまいます。これでは保護者や学校の要求に応えられません。この事例の場合、県教委は全県を調査し、臨時教員の配置をしましたが、限界がありました。そこで栗東市では1年生の学級経営がスムーズに行くように市費雇用の臨時教員を小学校に配置しました。どのように運用するかはそれぞれの学校に任せました。」と、教育現場の最前線で奮闘している学校の意向をふまえ、教育委員会が支援行政に徹している基本的な姿勢が述べられています。

<避けられない県費負担制度の見直し>

こうしたことは、栗東市のように一定の財源が有り市長が教育に理解があることから実現が可能なかもしれません、中央集権型の教育行政下では想像もできないことでした。また、2005年度から文部科学省は、義務教育費国庫負担制度の運用に関し「総額裁量制」を導入しましたが、この「総額裁量制」は、「金は出すが口は出さない」方式なので多くの都道府県から歓迎され評価されています。都道府県の裁量が強まり、「補完性の原理」の考えがすすむと、教職員の任免と給与費を負担している県費負担制度の在り方に行き着きます。中教審の作業部会でもこうした視点で検討がされたと思います。

多くの市町村の考え方は、地方分権の考えを推し進めると、県の役割は何なのか、財政負担をするだけなら、県から市町村への権限付与を拡大すべきという考えも強調されてきました。「補完性の原理」から地域住民、保護者へ教育サービスを提供しているのは市町村であり、教育の専門機関である学校なので、そこで裁量を発揮できる自由度を拡大することの必要性が出されてきます。そのためにどの程度の規模の地方自治体であれば、県費負担制度に代わり人事や給与費も負担する「設置者負担主義」になるのか、検証が必要になっていることは間違ひありません。このことを直ちに実現することが難しくても、都道府県段階でも「総額裁量制」の考えを導入し、県は「金は出しけれど口は出さない」、市町村の自由度を高めるシステムの検討も必要になってきます。

<学校の存在性を高める地方分権>

これまで地方分権の推進によって、「補完性の原理」により身近な存在である市町村や教育現場の学校の果たす役割の重要性について述べてきました。しかし、現実は今起きている教育をめぐる様々な状況や問題を一番掌握できる立場にありながら、それらを整理して財政措置を含め教育施策として打ち出すシステムが十分に機能していないことも事実です。だからと言って学校が従来のような「教育委員会依存」「横並び」であるなら、「学校選択の自由」が高まっている今日、多くの保護者や子どもたちは公立学校から逃避してしまいます。現に神奈川県の私立中学校の入学率は10%を超えており、このままでは地域コミュニティの拠点としての学校の機能がなくなるとともに、地域社会の崩壊に結びつきかねません。

最後にこうした事態を直視し学校の在り方をどう考えるか、里内教育長は「学校事務」で次のように示唆に飛んだ発言をしています。「栗東市の場合市費教員を採用して現場のニーズに対応しました。市費教員が担任できればもっと適切に対応できるのですが、法律によって容認されません。法律が適切な現場の対応を阻んだと言えなくはありません。これまでの行政サービスの提供は、規則や運営などによって統制されています。法律を守ることで、正しいサービスを提供したことになりました。このため、現場のニーズに迅速に適切に対応できません。この場合、行政サービスを提供する側、すなわちサプライサイドに立っていると言えます。一方、可能な限り権限・行政サービス提供を拡大して、現場のニーズに応えることができるようとする考え方があります。これは行政サービスの提供を受ける側、すなわちデマンドサイドに立っています。教育においても同じことです。学校の手前勝手な言い訳を並べ立てない、子どもの実態に合わせた学校づくりを進めよう、デマンドサイドに立とう、と言っています。現在、中教審では『保護者や地域住民の教育に対するニーズが多様化し、また急速に変化する今日においては、学校に権限と責任を与え、その自主性と自立性を高めることにより、ニーズに迅速にかつきめ細かに応える必要がある』となっていますが、こんな考えがあるのに、学級担任は県費負担職員でないとできません、といった法律による考え方はサプライサイドの論理です。子ども・保護者の側、デマンドサイドに立っていません。一般行政も教育行政もデマンドサイドに立ってサービスを提供すべきだし、学校もそのような考え方

方に立とうとしています。」

こうした考え方を含め学校づくりをどうすすめるか、このことが喫緊の課題になっています。

学校は教育の専門機関であることの意味合いが強調されると、とかく学校は地域住民の参画を歓迎せず「閉ざされた存在」になってしまいます。これに対し学校を地域コミュニティの拠点として位置付ければ「開かれた学校」として機能強化を図ることが必要です。今、「安全・安心」な学校の実現が課題になっていますが、多くの市町村では「地域の力」を借りながら安全対策を講じ学校づくりをすすめています。学校が地域とのつながりを強めることにより、地域の信頼を勝ち取ることができ、教育のプライオリティーを高めることに結びつきます。あらためて公立学校の存在性を確かめ、学校改革に取り組む、このことが今求められているのではないでしょうか。

(まえだ・たけし／前日教組政策室長)

菅龍一先生を偲んで

中野早苗



菅先生ご逝去

3月3日夜、菅先生のご長女である憲子さんから、先生が永眠されたとの電話をいただいた。入院されたと聞いてから、1年と少しが過ぎていた。発病されてからしばらくは元気をなくされていたそうだが、少しすると、ご自分の病いをも受け入れられたのだろうか、元気を取り戻し、ご自宅で穏やかな日々を過ごされたと聞いた。最期は秦野市のホスピスで迎えられたのだが、痛みもなく、眠るように逝かれたそうだ。3日の朝、先生はいよいよ命が燃え尽きるのを予感されたようで、奥様を傍らに呼び寄せて、

「長い間、ありがとう」

と言葉をかけ、優しく抱きしめられたと言う。戯曲を多数書かれた先生は、まさに先生らしく、理性的に、そして温かく、ご自分の人生の幕を下ろされた。

6日夜に通夜が、7日に葬儀が行われた。私は、当教育相談室開室当初から長らく相談員を務められた内山淳先生と共に、葬儀に参列させていただいた。会場には、教育関係の方、俳句関係の方、一般の方が多数かけつけ、たちまち満席になり、さらに長蛇の列ができるほどだった。お経が読まれた後で、菅先生が新任教師として赴任した川崎の工業高校の定時制で、クラスおよび演劇部で教えを受けたという愛弟子ともいえる方が、弔辞を読まれた。その言葉は、菅先生が物理・数学・演劇を通して、生徒一人ひとりの人生に深く関わっておられた様子を彷彿とさせたのだった。

菅先生との出会い

菅先生は、1981年から、教育相談委員として教育相談部を支えて下さっていた。1998年に教育相談員として加わった私は、教育相談委員会の場で菅先生に出会った。その当初の菅先生の印象は、教育界の大ベテランであり、実践も理論も極められた雲の上の存在で、私のような若輩者は、対等にお話もできそうにないような感じだった。それが、ある日突然、ひょんなことでとても身近な方に変わったのだった。

何回目かの教育相談委員会で、たまたま先生の隣りに座った時に、先生が交通費の申告を書き入れている手元が見えた。そこに書き込まれていたお名前と最寄り駅は、私にとって馴染み深いものだった。「菅龍一」というのがペンネームだと、私はその時に知った。先生と雑談を交わす中で、先生はご家族のことをうれしそうに話しておられた。先生の娘さんが、どうやら私と同じ年頃であることが分かる。もしやと思いながら先生にきいてみると、菅先生は私の中学の同級生、文頭に書いた憲子さんのお父様だったのだった。

この思いがけないつながりは、先生のご自宅でもひとしきり話題になったそうだ。後日、先生は、「あの時は、まさかそんなつながりがあるとは知らないで、自分の家族のことをいろいろしゃべつてしまって、後から冷や汗が出た」と笑っておられた。

一方、私が憲子さんに、

「お父様と仕事でご一緒させていただいてるのよ」

と話すと、憲子さんは、

「もう、お恥ずかしい父で、皆さんにご迷惑をかけているんじゃないかな」

と言う。戯曲で大きな賞を獲り、教師として教え子からも教育者からも尊敬されている先生も、憲子さんにとってはごく普通の人間味あふれる父親であることが、そのコメントから伝わってきた。

「子どもが心を開くとき」を読んで

菅先生には戯曲の作品ばかりでなく、教育関係の執筆も多い。その中から、「子どもが心を開くとき—私の体験的教育実践論」（一ツ橋書房）を、私がスクールカウンセラーとして勤務する中学校の相談室の蔵書として購入した。私はその本を教育相談委員会に持参し、先生にサインをしていただいた。その時の、少し照れたような先生の笑顔が思い起こされる。先生が亡くなったと憲子さんから知らせを受けて、その本をもう一度、一語一句きちんと読み返そうと思った。菅先生の教育実践と理論とをしっかりと私の心に刻んで、先生を送りたいと思ったのだ。

本書は12章から成る。第1章は「異質集団の共生と共学—戦後民主教育の理念を支えたもの」と題し、先生が教師になった頃の高校観・教育観が語られている。第2章は「子ども・生徒を対等な人間として感じとる—教育の奥行きと豊かさ」と題し、おそらく最後まで貫かれたであろう、先生の教師としてのスタンスが語られている。

第3章から第10章には、先生の教育実践の様々な方法が書かれている。学力における異質集団で、すべての生徒に「おもしろい」と感じさせるスキル。物理という教科の枠の中で、水俣病や原子力など、ホットなテーマを取り上げる、今で言う総合学習的な授業の組み立て方。演劇部の顧問として、生徒をダイナミックな創作活動に巻き込んでいく手法。全国から勤労学生が集まっていた定時制高校において、いかにして父母との連携をはかったか。親のない子、学習障害の生徒、緘黙の生徒、不登校の生徒と、先生はいかに向き合い、理解し、学習活動に巻き込んでいったのか。これを読むと、菅先生という方は、非常に高度な能力を持った「教える職人」であり、同時に芸術家であると、感嘆させられる。とても一般的な人間には真似できないと思えてしまう。

しかし次の章を読むと、菅先生の本当の凄さは、教師として、芸術家としての能力の高さを超えたところにあることが分かる。第11章「教師の居場所が崩壊するとき—時代の相の変容のなかで自分を創り直す」。これほど生徒を教え導く才能に溢れていると見える菅先生でさえ、教師としての居場所の崩壊を経験したという。定時制高校から勤労学生が消え、入学してくる生徒の背景が変容するにつれ、かつて先生が多くの生徒を巻き込んだ教育手法が通用しなくなってしまったのだそうだ。菅先生のこの経験は、その時代や定時制高校という場に固有のものではないと、先生は考察される。時代は必ず動き、社会は変容し続けている。教師に限らず、社会人になってから20年余が過ぎて40代50代を迎える頃、初めに確立した自分の考え方・やり方が通用しなくなるという経験を、誰もがする可能性があるという。そんな居場所の崩壊の中で、自信を回復して立ち上がる道を、菅先生はチーホフの作品を例に挙げながら説かれている。前の時代の自分のやり方をゼロにしてしまうのではなく、自分の強みであったものを、新しい時代に合わせて発展させるというのだ。力と自信のある人ほど、自分のやり方に固執してしまいがちだ。しかし菅先生は、固執せず、新しい時代を読み、しなやかにご自身を進化させていかれたのだろう。思えばそんなしなやかさこそが、3-10章で語られた、先生の教師としての見事な実践の数々の原動力だったのだ。

最終章の第12章において、先生は、やはり教師であった先生のお母様の生涯を振り返り、晩年のエピソードを紹介しておられる。これをお書きになった時に、ご自身の人生の幕の引き方の構想は、

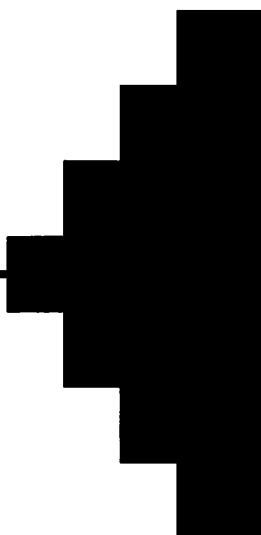
定まっていたのかもしれないと思った。

菅龍一という存在は物理的にはなくなってしまったけれど、菅先生の生きた証しである精神活動の一端が、文章としてこうして存在し続けている。「ペンは剣よりも強し」という言葉があるが、私は今それに加えて、「ペンは永遠に通ずる」と感じている。

菅龍一先生のご冥福を、心よりお祈りしたい。

(なかの・さなえ／教育相談員)

II 教文研活動報告 —————



「教育改革」を見つめて

所 長 森 澄



中山文部科学大臣は、2月15日、第三期中教審の最初の総会で、国語力の育成や授業時数のあり方など学習指導要領の見直しを要請しました。「ゆとり教育」を見直すための学習指導要領改訂が文科相から中教審に諮問されたということです。2002年度から実施された新学習指導要領は、学校五日制（完全週休二日制）の実施を前提に、教科内容を三割削減するとともに、「自ら学び自ら考える力の育成」をはかるために、教科を超えて総合的に学習を行う時間を設けるというものでした。特色は大きく二つ。学習内容の大幅削減と「総合的な学習の時間」の新設です。

週五日制という入れ物を先に決めておいて、それにあわせて等しく各教科を三割削減するという方針自体におおきな問題がありました。授業時数の削減が「学力低下」の原因だというのなら、学習時間を減らしたそう遠くない過去の文教行政の責任を認め、その上で学習指導要領の再検討を求めるのが道理です。そうでなければ、新しい指導要領に熱心に取り組んでいる教師・学校が学力低下批判の矢面に立たされることになります。

既に、今年度から使用されている小学校の新しい教科書には「発展的な内容」が登場しています。

このように学習指導の内容に関わっての文部施策の方針転換が学校現場を揺さぶるのと共に、一方では、教育の分野にも地方分権化、自由化、規制緩和の論理とそれぞれの具体化が流入しています。

教育・学校総体の改革の渦中にあって、それらが学校現場に教職員にどう受け止められているか、どんな影響を与えていたか、神教組の委託を受けて、「教育実態総合調査」を進行させています。集計・分析結果を2学期中にお届けする計画です。

「学力」とは、「学校選択の自由化」は、教育の「公共性」とは、教育基本法改訂は、・・・。カリキュラム総合改革委員会では今年度も現場実践者に研究者を交えて研究・討議し、その内容を「教文研だより」でお届けします。

「人権と地域」特別研究委員会では、3年にわたる調査・研究を終え、様々な分野で人権に関わる活動をされている15名の方へのインタビュー報告と委員8名による論考を「報告集」『地域がはぐくむ人権』に纏める作業をしています。2学期初めにはお届けしたいと励んでおります。

神奈川県教育文化研究所が発足以来取り組んでまいりました「親と教職員の教育相談」は、近年、相談内容の変化、相談件数の減少の傾向が著しいです。実態を直視して対応しなければと考えております。

教文研は、これからも教育現場に根ざして教育改革を見続けていきます。報告書、シンポジウムの記録、「教文研だより」で皆さんに発信していきます。

(もり・きよし)

神奈川県 教育文化研究所の活動



研究部

カリキュラム総合改革委員会

府 川 源一郎

1. カリキュラム総合改革委員会の体制

カリキュラム総合改革委員会は、2000年の4月に発足した委員会である。発足以来、進行する教育改革のさまざまな問題点を多面的に考える研究活動をしてきた。

今年度のメンバーは、宮島喬、黒沢惟昭、高橋和子、広瀬隆雄、林洋一、前田武、浅見聰、堀内かおる、池田敏和、青木純一、府川源一郎、遠藤清美、加藤弘行、小林和彦、富田隆子、堀義秋、本多由佳里、峰裕文の18名。そのうち、遠藤氏以下の7名は、各地区教組からの参加であり、各地域の実態の報告や情報の分析を話題として委員会に提出し、そこで話し合ったことを各地域へ持ち帰るという役割も受け持っている。神奈川の教育改革を全体的な視点で見渡していくための有機的な体制である。本委員会で取り上げるべき問題は、幅広く、また多岐にわたっているが、本年度も昨年度以来の経緯をふまえ、流動する教育状況を対象化して分析し、的確な情報を発信することを目指して論議を進めてきた。

2. 2004年度の活動報告

(1) 4月17日(土) 2004年度の委員会の進め方

本年度の委員を確認し、今年度の課題について話し合った。各地区教組からの報告を受け、昨年に引き続いだり、大きく変わりつつある教育状況に的確に対応するための基本情報の分析に力点をおくことを決めた。また、神奈川県教組から委託を受け、「教育実態総合調査」の調査項目を検討する作業を継続していくことになった。

(2) 5月8日(土) 「学校運営協議会」について

課題提起：前田 武（日教組政策室長）

新しい公立学校「コミュニティ・スクール」「地域運営学校」について、小泉内閣の政治的指導によって進められている「教育改革」の全体像を踏まえて、その問題点と今後の方向が報告された。そこでは、「中央教育審議会答申」、および「地方教育行政の組織および運営に関する法律の一部改正案」の条文をもとに、ていねいな説明がなされた。その上で、これからの中学校を「地域コミュニティ」の拠点とするために、全国地方公共団体の半数でしか設置を見ていない学校評議員制度をさらに進めていくべきだととの報告があった。

なお、当日は林委員から「教育実態総合調査」の原案が提出され、秋以降の実施に向けて作業部会を作り、継続的に検討していくことが了承された。

(3) 5月22日(土) 「教育実態総合調査」作業部会

実態調査の内容についての検討を行った。

(4) 6月19日(土) 県下各地で進められている「教育改革」について

課題提起：小林和彦（三浦半島地区教組教文部長）堀義秋（湘北教組教文研担当）土屋健司（湘北教組副委員長）

三浦半島地区教組から「学校選択の自由化」と2学期制の実施について報告があった。「学校選択の自由化」の経緯については、試行の実施状況と実施校に関する保護者の声などが紹介された。2学期制についても、その現状と実施したことによる利点と問題点とが報告された。湘北教組からは、厚木市の教育改革（ハートプラン）の全体像と、特に「学校選択制」がトップダウンで導入されたことによる混乱と問題点が指摘された。

(5) 7月17日(土) 地方教育委員会による「教育改革」計画について

課題提起：加藤弘行（川崎市教職員組合教文部長）広瀬隆雄（桜美林大学短期大学部教授）

前回に引き続き、川崎で進められている「かわさき教育プラン」について学習した。また、東京都品川区の「プラン21」について検討がなされた。品川区の場合、外部評価、学力定着度調査、学校選択制がセットになっており、その仕組みについて議論が集中した。各学校の学力調査の結果は、ホームページで公開され、それを踏まえて今後の指導の方向性も示されている。その是非も議論になった。

(6) 9月11日(土) 神奈川の高等学校の再編計画

課題提起：中野和巳（神奈川県高等学校教職員組合執行副委員長）

神奈川県の高等学校の再編が、どのような理念で具体的に進められているのかについて報告があった。「県立高校改革推進計画」にそって学校数が削減されているが、その問題点、とりわけ「二校統合方式」の課題についての質疑が交わされた。私立校との軋轢もマスコミ等で問題にされている状況の中、この問題はこれからも注視して行かなくてはならない。

(7) 10月2日(土) 「教育実態総合調査」作業部会

実態調査の内容についての検討を行った。

(8) 10月23日(土) 新しい小学校国語教科書の方向性と問題点

課題提起：府川源一郎（横浜国立大学教授）

2005年4月から使用される小学校用の新しい教科書の採択が終わったこの時点で、教科書作成と検定作業の状況についての報告があった。全体的な傾向とともに、具体的に小学校国語教科書を比較検討した。今回の教科書改訂は、戦後の教科書の歴史の中でも一つの「転換点」になるものであるとの指摘がなされた。

(9) 12月4日(土) 中央教育審議会の動向—義務教育制度と教員免許の更新制度について

課題提起：渡久山長輝（中央教育審議会委員）

2003年5月以降の、中教審の審議課題について、広範で詳細な報告があった。専門職大学院や教員免許の更新制度の導入は、教員の間にあらたな競争原理を持ち込むものである。こうした路

線は、初任者研修や10年研修などの教員研修を強化した上に、いわゆる不適格教員を排除する仕組みを作ったことと通底している。それに抗した教員の資質の向上の本來的なあり方については、本委員会でも議論を積み重ねていく必要があるだろう。

(10) 2月5日(土) 特別支援教育について

課題提起：青木純一（東横学園女子短期大学助教授）

特別支援教育が成立した背景を追い、文科省が2003年に出した「今後の特別支援教育の在り方について」がインクルーシブな教育を目指したフレキシブルなものであったのにもかかわらず、2004年度の中教審の「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（中間報告）」では逆の方向になってしまったことに対する問題点の指摘があった。その上で、どのような「特別支援教育」を進めるべきかについての報告がなされた。

3. 今後の課題と展望

競争原理を前面に押し出した「教育改革」が、ますます進行している。とりわけ、文部科学大臣の学力調査をめぐる発言には、一人一人の子どもの成長を見ようとしている前時代的な認識が背景にあるように思われる。矢継ぎ早に上からおりてくる指示にどのように立ち向かっていったらいいのか。私たちの力量が試されている。ねばり強く活動を進めて行かなくてはならない。

（ふかわ・げんいちろう／横浜国立大学教授）



「人権と地域」調査研究委員会

宮 島 喬

発足以来、すでに3年間が経過した。調査研究の締めくくりの時期にさしかかっている。2004年度、本委員会では、引き続き地域で人権の問題にさまざまに取り組んでいる人々の経験、意見、提言などをうかがうという活動を続けながら、いよいよ調査研究の報告書のまとめにとりかかった。

2004年4月以来、委員会でご意見をうかがったのは次の4氏である（敬称略）。

水上 浩（東芝研究開発センター施設・環境保全部部長）「企業は環境とどう向き合っているのだろうか」

棚原恵子（横浜市鶴見区外国人アドバイザー）「在日ペルー人の生活実態と子どもの教育」

黒沢惟昭（山梨学院大学教授、本委員会委員）「現代市民社会と人権の問題」

田中俊之（武蔵大学非常勤講師）「男性学とは」

いずれも私たちには益するところが大きかったが、特に、教文研が企業の第一線の方のお話をうかがうことは大変めずらしく、貴重な機会となった。水上氏が企業人で、かつ高度な専門家（工学博士）でありながら、地元の川崎市内の中学校の生徒とともに環境問題を考える活動をしていることを知って、感銘するところがあった。

11月以来、報告書をまとめる作業に入っており、委員全員、原稿執筆に鋭意取り組んでいる。だが、「人権と地域」という問題の大きさと、看過できない日々新たに生じる出来事のニュースに、書いてはまた書き直すという悩み多き委員が少なくない。報告書には、人権と地域の関わりをなるべく具体的に伝えようと現場のインタビューも採録している。今年の7月または9月には皆様のお手許に届けられるものと思う。乞うご期待。

（みやじま・たかし／立教大学教授）



教育相談部

中野早苗

2004年度の教育相談部の主な活動は、例年と同様、週5日の相談業務と、教育相談委員会の隔月開催、そして相談員のみによる相談調整会議の隔月開催だった。

小出相談員が7月末をもって退職し、9月以降は4名の相談員で週5日の業務にあたった。また、長年にわたり神奈川県教育文化研究所に関わって来られた畠相談員が、2004年度末をもって退職された。

1. 2004年度の教育相談の状況

2004年度の相談件数は、総計で144件で、そのうち継続が68件、新規相談が76件だった。2003年度の相談件数が225件であったから、前年比が約64%、3分の2に減少したことになる。これは、教育相談室開室以来の減少幅である。

相談内容の内訳をみてみると、障害31件、不登校23件、学習・進路22件、学校・教師問題18件、性格9件、生活8件、対人関係8件、問題行動7件、家庭内問題3件、いじめ2件、その他13件となっている。障害に関する相談が最も多かったわけだが、この31件のうち20件は同一相談者による継続相談である。ちなみにこの相談者は成人であり、自分自身の障害の問題についての相談だった。次いで件数が多かったのが、不登校、学習・進路、学校・教師問題だった。相談件数の総数は大きく減少しているが、これら3分野に関する相談先としては、当相談室は特に必要とされていると言えるのではないだろうか。

相談対象者別の件数をみてみると、小学生28件、中学生42件、高校生17件、その他57件となっている。その他の内容だが、就学前の子どもに関する相談は5件のみで、残りは19才以上の、ほとんどが成人に関する相談である。つまり、全相談件数の3分の1以上が、成人に関する相談なのである。

成人に関する相談が、果たして教育相談室として受けるにふさわしいのかどうかという議論があるが、当相談室としては、成人がかかえている現在の問題はかつての教育の結果であるという考え方方に立ち、対応している。

次に多いのは中学生に関する相談だが、その内容は、不登校、学習・進路、学校・教師問題が大きな割合を占めている。

当相談室が開室された当時は、自治体が運営する公的な相談機関がほとんどない時代だった。それから四半世紀が経ち、公的な相談機関はもとより、民間の相談機関も増えて充実してきている。このような教育相談環境の変化を考えれば、当相談室への相談件数が減少するのも当然といえば当然だが、匿名でも相談できるという当相談室の特徴を考えると、ここを必要としている人はもっといるように思えてならない。必要な人に必要な情報が届いているだろうか？また、必要な人が相談し易い体制になっているだろうか？PR方法や相談時間帯・方法などについて、今後も考えていきたい。

2. 教育相談委員会の活動

隔月ごとに行われる教育相談委員会では、月ごとの教育相談内容の検討の他に、委員による話題提供が行われた。

2004年5月29日には、昭和女子大学助教授の田中奈緒子先生より、「被害者なき犯罪—薬物非行と性非行—」と題してご講義いただいた。日に日に深刻化しつつある若年層への薬物・性非行の浸透の現実と当の若者たちの心理について、貴重なご示唆をいただいた。7月3日には、広瀬相談員により、「指導力不足教員問題について」と題し、近年活発化している指導力不足教員に対する行政の対策の詳細が報告された。10月23日には、中野が「横浜市のハートフル事業について」と題し、義務教育期間中の不登校児童・生徒に対し、横浜市が提供しているいくつかの事業について紹介した。12月18日には、2003年度より教育相談委員に就任された尾谷研先生より、「子どもたちの現状」と題し、小学校現場での子どもたちの様子・変容などについて臨場感あふれる報告をしていただいた。3月12日には、2004年度いっぱいで退職された畠相談員より、「思いつくままに」と題し、小学校教諭として出会った子どもたちのことや、事務局長として、後には教育相談員として教文研に関わられた日々を振り返って、感慨深いご講義をいただいた。

3. 学校現場に関わりの深い相談事例

2004年度の相談事例の中から、学校現場に関わりの深いものを一つご紹介したい。

中学生男子Aくんの母親からの相談である。Aくんはもともと、クラスの中でリーダー的な役割を引き受け、成績もよかった。担任から頼りにされていた。それが何のきっかけでか豹変してしまう。人が（特に大人が）信じられないと言い、投げやりになり、授業態度が悪化し、注意する教師に対して反抗的な態度をとるようになった。当然成績も下がった。Aくんを諫めようとする教師の「態度が悪いと、成績は上がらない」という言葉は、Aくんの耳には自分をコントロールするための脅しの言葉としか聞こえず、Aくんはますます教師不信に陥っていったというのだ。このような問題の出口は、どこにあるのだろうか？

この事例のテーマは、「リーダーの崩壊」である。これは、上記の教育相談委員会での尾谷先生および畠相談員からの課題提起の中でも語られていた。両先生とともに、勉強もスポーツも行事も何でもできるリーダー的な子どもが、かつては学年に何人かいたものだが、最近はそういったリーダー的な子どもが長くもたなくなってきたいると感じておられた。その背景としては、子どもが異年齢集団の遊びの中でもまれて育つ環境がなくなったために、精神的にもろくなっているということを考えられようし、また、子ども全般に「がんばることはカッコ悪い」というしらけムードが蔓延していて、リーダーが孤立しやすいということもあるだろう。

Aくんは何のきっかけで変わってしまったのだろうか？大きな失望を経験したのだろうか？生きていれば失望させられることはよくあるが、そういう状況の中で希望をつなげてくれるような師や仲間が、Aくんの周囲にいなかったのだろうか？ほんの少し前にはリーダーとして輝いていたAくんを思うと、胸が痛む。

Aくんの母親は、Aくんが変わった時から、Aくんと教師陣とが完全な対立関係になってしまっていることを、最も憂えていた。家庭で話していると、Aくんは反省もしていたし、自分の行動を改善しようという気持ちも見せていました。しかし学校に行くと、ほんの少しの気持ちの変化に気づいてもらえず、悪い点ばかりを見られてまた叱られて、「もう自分は何をやっても認めてもらえない」とますます投げやりになっていく。

このような悪循環の輪を断ち切るのは、やはり大人の、教育のプロである教師の役割ではないだ

ろうか？反抗してくる子どもを目の前にすれば、たとえ教師といえども相當にきついと思う。しかし、張り詰めた状態でぶつかり合うばかりでは、悪循環は断ち切れない。張り詰めた状態から一步身を引いて、Aくんがリーダーとして輝いていた時のこと、Aくんがなぜ変わったのかについて、そしてAくんに今必要なのは何だろうかと思いをめぐらすことが必要だ。そのためには、教師にも仲間が必要だ。担任が一人で抱え込むのではなく、Aくんのことを一緒に考えてくれたり、違う立場から関わってくれたりする教師の仲間がいたら、担任の気持ちにも余裕が生まれてくると思うのだ。

子どもを大人へと育てる作業は、本当にしんどい作業である。親も教師も、誰も一人ではそんな荷を負いきれない。そのしんどい作業を、力を合わせて乗り切っていけるような教師集団、学校、学校と保護者・地域との連携の重要性を、この事例を通じて痛感した。

(なかの・さなえ／教育相談員)

地区教育文化研究所の活動

横浜市教育文化研究所のとりくみ

はじめに

財団法人横浜市教育文化研究所では、事業部、研究部、教育相談部に分かれて活動を展開しております。

事業部は、教職員、保護者、市民の教育問題を考える契機にと、教育情報誌の発行や講演会、映画会等を。また、研究部では、環境問題や女性問題の研究などを、教育相談部では、教育相談活動の他、子どもの問題の多角的研究を進めています。以下、各部毎の活動を報告いたします。

1. 事業部の活動

(1) 出版活動

○ 教育情報誌「JAN」27号、28号の発行

当研究所の大きな事業の一つとして、教育情報誌「JAN」の発行があります。教育界が現在抱えている諸問題を一つ一つ整理しながら、広い視野に立って解決への道すじを提言しています。時の話題を中心に、身近な内容を柔らかい切り口でわかりやすく表現し、「見る・読む・保存したくなる」教育情報誌をめざし、現場の教職員をはじめ、広く教育関係者や保護者・市民に情報を提供しています。

ア. 27号「学校がこわれる」(04年秋季)

家庭教育力、社会教育力が低下し、学校教育がそれらを補うことを期待されて久しくなります。しかし、学校現場は深刻な財源不足、人手不足、時間不足で学校教育はトータルと

してのバランスを欠き、今や

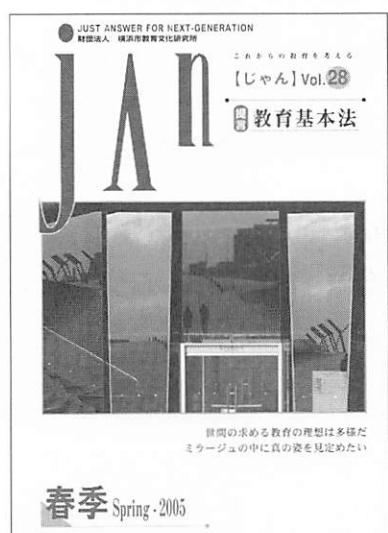
こわれる寸前にも見えます。立て直しの手だけではどこにあるのか、横浜国大教授岡田守弘氏、東京大学教授苅谷剛彦氏、評論家佐高信氏、日教組教文局前田武氏へのインタビューなどにより提言しました。

「我が母校・横浜の著名人」では、梅林小・浜中出身のNHKアナウンサー石澤典夫さんに、教職員にとって大切な「話すこと・伝えること」について語っていただきました。

また、「環境教育紀要Ⅶ」の合冊としました。

イ. 28号「教育基本法」(05年春季)

「教育基本法」は第2次世界大戦の後、平和を強く望む世界的背景の中で、1947年に公布されました。その内容の民主性、平和性において世界でも類いまれなもので、憲法に準ずる重要



な法律といえます。それが見直されようとする今、「教育基本法」の内容を、教育の本質と照らし合わせて、再確認するため、東京大学教育学部長佐藤学氏、東京大学教授小森陽一氏、東京都立大学教授江原由美子氏、早稲田大学教授西原博史氏、松山大学助教授大内裕和氏へのインタビューなどにより提言しました。

「よこはま学校今昔」は市立横浜商業高校です。また、「シリーズ横浜探訪」は「横浜港大桟橋埠頭」を取り上げました。

(2) 講演会活動

○ 第13回市民に贈る文化講演会

浜教文研主催、市P連共催、市教委・神奈川新聞社後援で11月9日横浜市教育会館で開催しました。

講師は地元出身のNHKアナウンサー石澤典夫さんで、「好きこそもの上手なれ」～伝えるということ～をテーマに、NHK入局の動機から、各番組の苦労話、話し言葉の魅力、常に研修することの大切さ等を語られ、470余名の参加がありました。



(3) 親子ふれあい映画

今年度は、障害者との共生をとおして生きる喜びと悲しみを感じた長編アニメ「もも子」を上映しました。

本年度も2区合同の9会場での上映で、観客数は約1万名と、多くの反響を得ました。

(4) その他共催・後援事業

- 横浜市資源リサイクル事業協同組合主催「第10回 子ども環境会議」
- 第6回ワンダーシップシンポジウム「みんなのビオトープ」
- 横浜・川崎サケッ子の会事業
- 財神奈川県高等学校教育会館「第13回教育研究所シンポジウム2004」

2. 研究部の活動

研究活動

(1) 自然とのかかわりで環境教育を考える研究委員会

主として自然環境面から環境教育をすすめ、教職員に直接役立つ資料を作成するために、各委員がそれぞれ実践を伴った研究成果を提供しています。

① 研究活動

数年来、研究テーマとして「横浜の水辺」をとりあげ、市内を流れる川をテーマに水辺の調査方法など具体例をまとめて、教育情報誌「JAN」に合冊のかたちで報告を行ってまいりました。今年度は「環境教育のネットワーク化」をめざして研究を進めてきました。その中でも特に、環境教育の教材化～カリキュラムへの位置づけ～に向け、小・中学校の各教科領域のカリキュラムに環境教育を位置づける分析をしています。

② 「横浜の川と緑を考える子ども会議」の開催

身近な地域の環境を考えて活動している子どもたちが、水辺や緑などについて調べたことなどを紹介したり、環境問題全体を話し合う「子ども会議」です。

今年度で20回を数えるこの会議は国土交通省関東地方整備局横浜港湾空港技術調査事務所（神奈川区橋本町）で3月6日開催しました。

今年のテーマは「もっと知ろう 我は海の子 自然の子」で、36団体200名を超える参加者が日頃の活動を紹介し合いました。



(神奈川区橋本町にて)

(2) 社会とのかかわりで環境教育を考える研究委員会の活動

主として学校で現在行われているリサイクル活動など、社会環境面から環境教育を考えるために研究活動をすすめています。

○ 研究活動

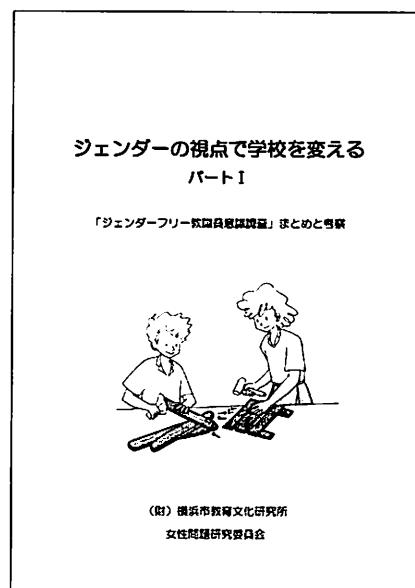
環境問題のなかで、とりわけ深刻化している「ゴミ問題」を取り上げ、1998年に教材用に冊子を作成し各校に配布致しました。今年度は、ここ数年この問題解決に向けた機運が高まりつつあることをふまえて、内容を補訂し、教材用としてすぐ活用できるようにと、研究実践をふまえた冊子づくりに取り組み「新しい学校の創造をめざした環境教育Ⅱ」が完成し、各学校に配布しました。



(3) 女性問題研究委員会

男女共同参画社会の実現に向けて、社会的な制度、法律や条例も制定され、職業生活や家庭生活にさまざまな変化が現れてきています。しかし、今までの歴史の中で培われてきた「男らしさ」「女らしさ」に見られる「作り上げられた性」＝「ジェンダー」に縛られた意識や慣習は大きな課題です。将来を担う子どもたちが、自分らしく個性を生かして生きていける社会の実現のために、ジェンダーフリーの教育を進めていくことが必要です。

今年度は、一昨年実施した、小・中・養護学校の教職員への、ジェンダーについての意識調査をまとめ、「ジェンダーの視点で学校を変えるパートⅠ～ジェンダーフリー教職員意識調査まとめと考察」を発行し、各学校に配布しました。引き続き、「やっていこう、ジェンダーフリー教育の実践」をテーマに研究を進めています。



研修活動

(1) 夜間研修「学級づくり研修講座」

学級づくりシリーズ その13

日本学校教育相談学会認定学校カウンセラー・大出光郷先生を講師に、元教文研専任カウンセラー1名と現場の先生1名を補助講師として年6回実施しました。

『聴いていますか、聴いてもらっていますか』をメインテーマに、「話し合うってどういうこと」をサブテーマとして、保護者との関係を中心に、小・中・養護学校の教諭18名の参加があり、毎回演習をはじめて学級づくりの基本を研修しました。

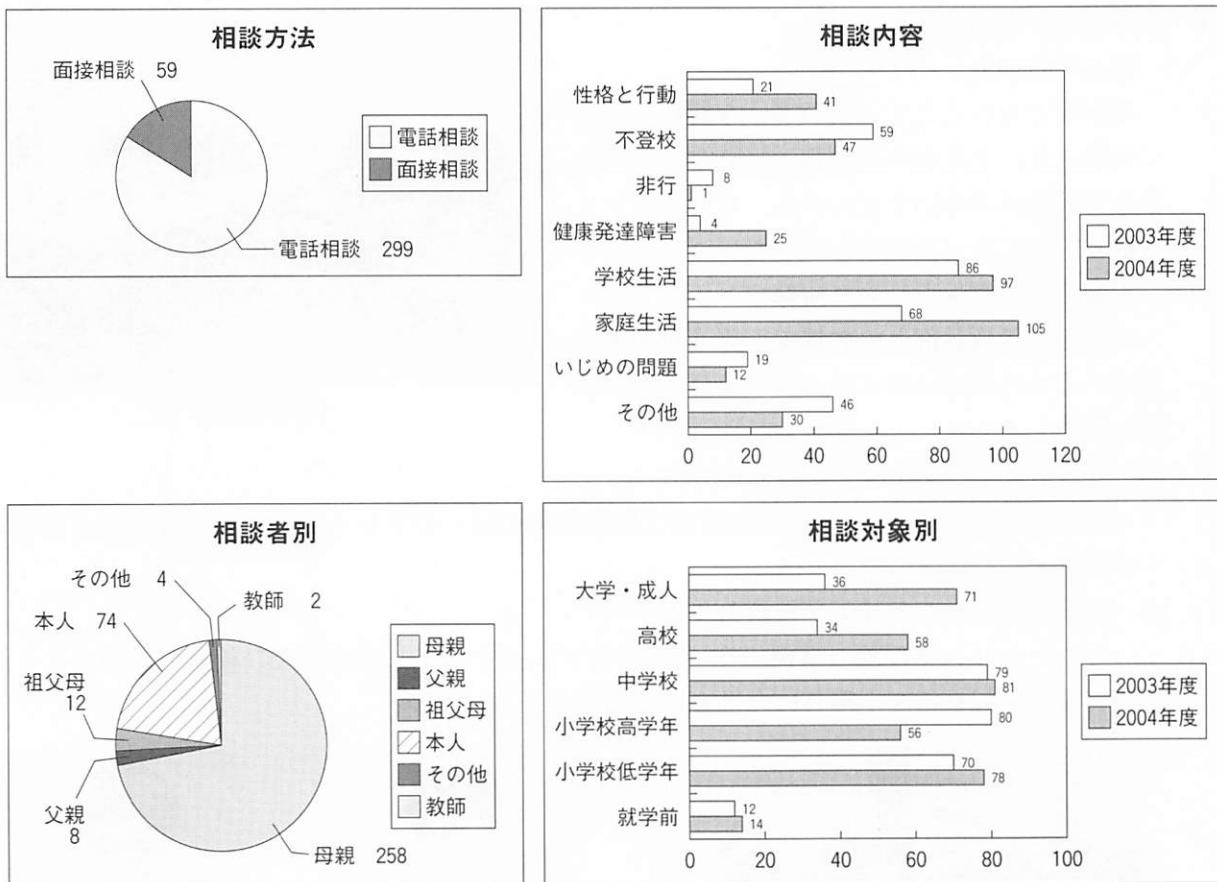
3. 教育相談部の活動

(1) 相談活動

5人の専任カウンセラーで、月曜から金曜まで電話と面談による相談を行っています。

2004年度は面談の比率が上がりました。内容は前年度と比較して「家庭生活」「性格と行動」「健常発達障害」の問題が、かなり増加し、「いじめ」「不登校」「非行」が減少しました。

相談者は「高校」「大学・成人」が大幅に増加しました。



(2) 教育相談委員会

学識経験者、小・中・養護学校の先生、専任カウンセラー等16名で構成され、共同研究を行いました。2004年度のテーマは「私にとってカウンセリングとは何か」で6回にわたり、それぞれの立場から提言、協議を行いました。

○ 研究内容と報告者

第1回「テーマ設定の理由」

大出光郷委員（教文研専任カウンセラー）

第2回「小・中学校養護教諭の立場から」

甘糟清美委員、中嶋令子委員

第3回「小・中・養護学校教諭の立場から」

斎藤俊子委員、加藤玲子委員、高田正子委員

第4回「心理学的立場から」

永井撤委員（東京都立大学人文学部教授）

第5回「精神医療的立場から」

石川真吾委員（横浜市立大学医学部附属市民総合医療センター・精神医療センター医師）

第6回「小・中学校教諭の立場から」

高橋徹雄委員、藤井正春委員

(3) 相談に関する研修活動

① 相互学習の会

親が子どものことで、同じような問題を抱えている人と、支え合いながら、寄り添いながら、自分で解決する糸口を見つける。ロールプレイも取り入れて全17回実施しました。

② 養護教諭カウンセリング研修

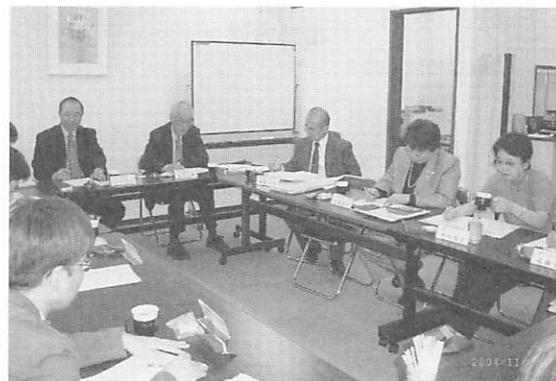
浜教組養護教員部との共催で、養護教諭の立場で子どもの対応に役立つカウンセリングの研修を実施しました。

(ア) 養護教諭カウンセリング技術研究会

「学校現場にカウンセリング技術を広めるためには」のトレーナー研修を毎月第1土曜日に合計8回行いました。

(イ) 養護教諭カウンセリング技術セミナー

カウンセリング理論（事例研究）、ロールプレイを主とした演習及び検証（カウンセリング実技）を毎月第3土曜日に合計8回行いました。



(相談委員会)



(相談委員会)



(石川真吾 先生)



(永井 撤 先生)

4. その他

(1) 「はまの教文研」の発行（市内小、中、盲・聾・養護学校教職員とPTA会長に配布）

- ① 19号（04.7.発行）=・2004年度事業計画の紹介、講演会等の案内
 - ・所員及び専任カウンセラーの紹介
 - ・相談委員会からの提言（横浜市大医学部附属市民総合医療センター精神医療センター小児精神神経科医師 石川真吾）
- ② 20号（04.12.発行）=・市民に贈る文化講演会（石澤典夫氏）の講演要旨
 - ・親子ふれあい映画の中間報告
- ③ 21号（05.3.発行）=・2004年度事業の報告、
 - ・相談委員会からの提言（東京都立大学人文学部教授 永井 撤）

(2) 学校・PTA・各種教育研究会への講師派遣

川崎教育文化研究所のとりくみ

1. 活動の基本方針

川崎教育文化研究所は、81年2月に事業をスタートさせ、発足以来地域に根ざした教育のあり方を追求し、広く教育・文化活動の推進と充実をはかってきました。教育文化研究所がすすめてきたさまざまなとりくみは、子ども・保護者・教職員のみならず、市民の中に広がりを見せています。

2. 事業内容

(1) 出版事業のとりくみ

① 教育総合誌「形成」の発行

本誌発行は、教育研究や実践を通して自由で創造的な教育文化の育成をねらいとしています。また、当面する教育問題の研究から評論、創作など幅広い内容で編集されています。現在、通巻第21号まで作成されました。

第21号は、これまで川崎ですすめられてきたとりくみの一つである「地域教育会議」の活動や、子どもの発想をいかした教育活動の実践など、地域に根ざした教育改革運動・子どもの意見表明などを大切にした人権教育を中心に編集しました。

また、小学校・中学校における特色ある教育実践や、子ども・保護者の声などを掲載しています。グラビアでは2004年7月に開設された「ミューザ川崎シンフォニーホール」をとりあげています。

② 教文研双書（単行本）の発行

毎年教職員に公募を行い、出版審査会（学識経験者など）による審査で選定された個人やグループなどの研究実践・創作などに補助金を交付し、教文研双書として発行しています。

04年度末現在61冊を発行しています。このようにして発行された教文研双書は、各分会に1冊配布し、個人やグループによる貴重な報告を活用し、毎日の実践にいかしています。

04年度に発行された2冊について報告します。

No.60 「IT授業の活用のすすめ

～授業でコンピュータやインターネットを活用するための手引き～

川崎市総合教育センター IT授業活用研究会 著

国情報教育についての政策や川崎の市立学校で整備されているコンピュータの機能強化がすすめられる中、教職員のIT活用能力の向上が求められています。No.60は、インターネットで提供されている教材用素材や教育情報の紹介、活用方法、コンピュータを活用した授業の実践例を掲載し、授業でのIT活用の手引きとなるよう、編集されています。

No.61 「見て、聞いて、読んで！中学校の夏休み地域体験」臨港中学校区地域教育会議 著

川崎では、各行政区、中学校区に地域教育会議がおかれ、それぞれ地域の特色を生かし活動をすすめています。臨港中学校区地域教育会議では、地域の課題についてねばり強くとりくみ、

その解決にむけて活動をしてきました。No.61は臨港中学校区を中心に地域教育会議のこれまでの活動の経過についてまとめられています。

(3) ポケット文庫の発行

川教組が主催する「市民文化講演会」や学習会、「21世紀の川崎の教育を創造する研究会(21研)」などの「講演」の内容の中から、多くの教職員に役立つと思われるものを中心に講演の内容をポケット版サイズで出版しています。各分会に2冊ずつ配布され(無料)、通勤途中などで気軽に読むことができ、親しまれています。

(2) 夏休み親子映画会

健やかで、心豊かな子どもを育てるための文化活動の一環として、平和・人権・多文化共生・環境問題をテーマに「夏休み親子映画会」を、夏季休業中の前半(7月下旬から8月上旬)に開催しています。

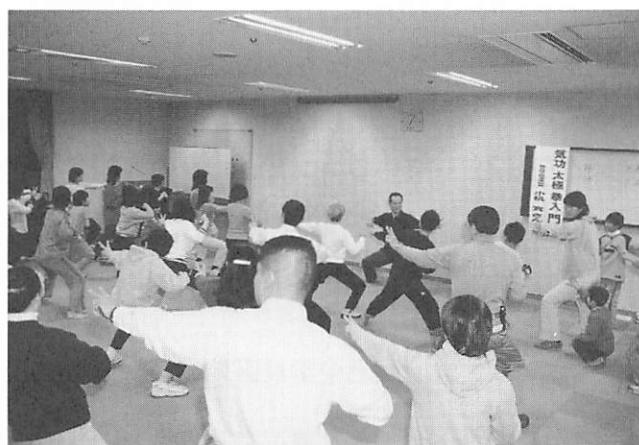
この事業は、81年川崎教育文化研究所開設以来継続した事業の1つとして定着し、川崎市、川崎市教育委員会、川崎市PTA連絡協議会(市P協)の後援を得ています。04年度は、7月24日から8月1日まで7会場(市内各区)で上映し、約4,500人の参加者がありました。上映した「地球が動いた日」は、阪神淡路大震災で被災した子どもたちが、家族や友達の死、避難生活をとおして命の尊さや人の優しさに気づき、地域の人たちと助け合い、力強く生きていく内容のものです。



(3) 市民文化講演会

市民の文化向上をはかるため、その時々の話題やニーズに合わせ、保護者・市民・教職員を対象に、「市民文化講演会」を開催しています。講師には、市内・地域でさまざまな実践的活動をしている学識経験者・文化人・教育関係者などに依頼しています。

また、この活動は(社)川崎地方自治研究センターの後援を受けています。04年度は、3回開催しました。



主題・講師については以下のとおりです。

- 1月19日 講演「気功太極拳入門
～呼吸法と八段錦～」
講師／小机 實さん
(楊名時太極道準師範)
- 1月25日 講演「今、アジアにスポット」
講師／金 熙淑(キム ヒースク)
さん
- 2月7日 あすなろコンサート「愛と感動の
音楽の夕べ Vol.5」
演奏／芸術村あすなろ

「気功太極拳入門」は、ストレス解消、疲労回復に効果があり、呼吸法と型をマスターすることで、各内臓機能の強化にもつながる太極拳を学びました。市内各地より大勢の方の参加がありました。

「今、アジアにスポット」では、川崎外国市民ボランティア代表の金熙淑（キム ヒースク）さんをはじめ、日本で生活をされている3名の外国の方に、それぞれの国の生活の様子や日本の生活の違いなど、エピソードを交えながら語っていただきました。「愛と感動の音楽の夕べ」は、今年で5回目になりますが、川崎市を中心に演奏活動をしている『芸術村あすなろ』のみなさんのコンサートを、楽しみました。特に、「ねこふんじゃった」や「シンコペーテッドクロック」など、なじみのある曲が人気でした。

(4) 川崎こどもニュース

小学校5・6年生、中学校1年生を対象として、長期休業に入る前に配布しています。その時々の川崎における子どもの活動を紹介するとともに、休業中に子どもが参加できるイベントの紹介などを中心に、児童・生徒の自主的な活動を促進できるように編集しています。年4回の発行で、定期刊行物として、小・中学生、保護者に定着しています。



(5) ふれあいサマー キャンプ

89年9月、東北地方を襲った台風によるりんごの被害救済がきっかけで、岩手県東和町との交流がはじまり、その後、北海道中標津町、長野県富士見町、宮崎県日向市ほか2町5村が加わった「ふれあいサマー キャンプ」の事業は、市内在住・在学、在勤の保護者を持つ小・中学生を対象に多くの応募があり好評に開催されています。03年度からは、和歌山県古座川町が加わり、6つの地域と交流を深めています。

04年度は、宮崎コースは、天候の関係で





(6) 「少年の祭典ボレロ」の後援

小さな子どもから高齢の方、在勤・在住のはたらく者、音楽愛好家などが参加し開催される「少年の祭典ボレロ」は、毎年12月の行事として、多くの市民に親しまれています。

幼い子どもたちは自分たちで拾ってきた小石などを楽器としたり、小学生は学校で使用しているリコーダーや鍵盤ハーモニカで演奏したりするなど、誰でも気軽に参加できる音楽会です。

04年度は12月19日に川崎市教育文化会館で開催され、約1,000人の参加者による感動的な大合唱・大合奏でした。

この「少年の祭典ボレロ」は、市内の労働組合や音楽愛好家などが集まり、「ボレロを楽しむ会」実行委員会を組織しています。

教文研は開催にむけてこの実行委員会に参加し、市内小・中学校の子どもたちに参加のよびかけを行っています。あわせて、川崎市教育委員会と連携し、学校を事前練習会場として活用できるよう施設確保を行っています。また、事前練習や開催当日には会場での手伝いをはじめ、子どもたちや市民とのふれあいを大切に活動しています。

(7) その他の事業

(財)川崎教職員会館に助成し、川崎市教育人材センターの事業を補助しています。教職員の退職後の社会貢献・生きがいづくりや豊かな子どもの時代を創造し、地域の教育力の向上をめざしています。小・中学校ではじまつた「総合的な学習の時間」などの関連から、幅広く人材を有する「人材センター」への期待が高まっています。

中止となりましたが、他のコースでは、それぞれの地域とさまざまな交流がすすめられました。ふれあいサマーキャンプの運営は、青少年地域間交流事業実行委員会を構成し、行っています。

教文研では、「川崎こどもニュース特集号」として、募集要項を市内小・中学生に配布するほか、引率教職員スタッフの派遣や(財)川崎教職員会館を通して、財政面での支援を行っています。



三浦半島地区教育文化研究所のとりくみ

— 地域からの教育改革を —

(1) 基本方針

本研究所は、地域・保護者・教職員の要望する教育・文化の課題にとりくみ、その成果を地域の保護者や市民に還元します。同時に主任制度反対の運動を広く保護者・市民に訴えます。

(2) 事業と実施内容

教育懇談会

1. 中学校区教育懇談会活動

《中学校区に在住する組合員が分会の協力を得ながら開催する懇談会》

「上からの教育改革」に対し、「地域からの教育改革」をすすめるために、地域居住者組織による小・中学校区単位の教育懇談会活動を発展させ、今年で20年目を迎えました。04年度は5つの中学校区で開催されました。学校選択の自由化、新しい高校入試制度、教育基本法の「改正」など、子どもをとりまく状況や教育課程改革、地域課題等について、和やかな雰囲気の中、保護者・市民・教職員が話し合いを行いました。

「地域に開かれた学校づくり」がすすめられ、学校・地域・保護者との連携が重要となっている現在、地域での教育懇談会活動の意義が高まっているといえます。しかし、組織が確立されていない地区もあり、今後の積極的なとりくみが必要です。

教育研究活動

1. 資料収集

平和教育・人権教育等推進のための資料収集と整理をすすめてきています。これまでに収集整理したビデオテープは、「平和・人権」「教育・教科教育」「環境」「アニメ・映画」「ドキュメンタリー」等、約1,100本にのぼっています。教材研究や授業等で活用しています。

教育懇談会
主催 衣笠・池上地区教職員居住者の会
共催 公郷・大矢部地区教職員居住者の会

教育を考えるつい

☆高校入試制度はどう変わったのか!
☆中学校学校選択自由化の影響は!
☆教育基本法が変わったらどうなるの!

～教育制度が大きく変えられている。いつの間にか、知らないうちに、変わっている。
教師も市民も忙しくて話し合うまもなく、いつの間にか始まってしまっている…
いったいどうなるのか「これからの中学校、これからのお子さん」
「ちょっと待って」「このままいたらどうなる」という思いをもつておられる方、なんだかもやもやしている方、高校入試に不安を持っている方、ぜひそんな思いを出し合ってみましょう。まず、一人で考えていいで、ともに語りましょう。～

05年2月4日(金) 19時～20時30分

会場・「池上市民プラザ」 大会議室

238-0035 横須賀市池上4-6-1
京急汐入駅・JR横須賀駅から池上経由JR衣笠駅行きバスで
「池上中学」バス停下車徒歩3分

2. 教育相談

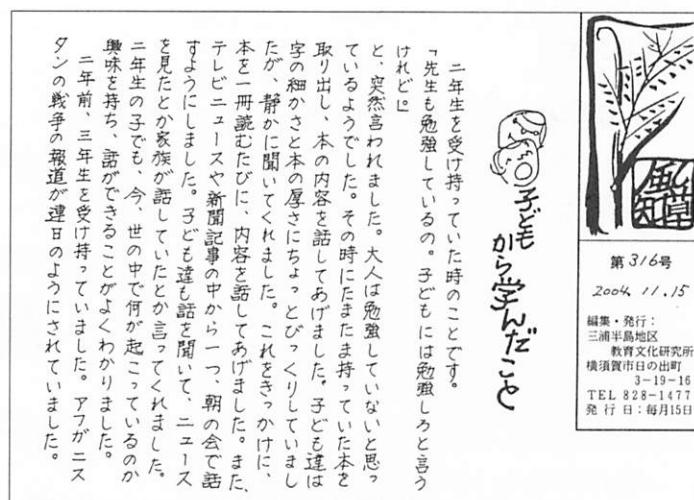
「いじめ・不登校」「児童虐待」「学級崩壊」など様々な教育問題が社会的関心を呼んでいる最近の状況を受け、02年度より教育相談事業を拡充し、子ども・保護者・教職員を対象に教育相談を行ってきました。広く活動を知ってもらうため4月と12月にお知らせのチラシを配布しました。

保護者を中心として子ども・教職員から約170件以上の相談がありました。年々相談件数が増えており、教育相談活動の重要性があらためてわかりました。人間関係が希薄になっていると言われていますが、子育てに悩む保護者(母親)の姿や学校と家庭の間の溝が浮き彫りになっています。

3. 所報「風知草」の発行

「子どもから学んだこと」をテーマにした現場からの寄稿は、教職員と子どものふれあいがつづられ好評を得ています。

また、毎号、専任所員による教育現場への提言も積極的に行ってきました。月1回の発行を目途に、04年度は11号を発行、通算320号を数えました。



教育文化事業

1. 親と子のよい映画を見る会

長年、地域の活動として行われてきた「親と子のよい映画を見る会」の活動を引き継いで3年目となる今年度は、7月23日(金)ヨコスカ・ベイサイドポケットにおいて「えっちゃんのせんそう」の上映を行いました。

1日3回の上映を行い、約1,200名の入場者
があり、たいへん好評でした。



2. 平和作品展

寄せられた作品は全て展示するというユニークな作品展として、広く市民に親しまれてきた平和作品展は17年目を迎えました。04年度は、8月5日～8日、横須賀三浦教育会館ホールにおいて開催し、300名の入場者がありました。絵画を中心に工作・作文など、1,000点におよぶ作品が、子ども・教職員から寄せられました。

3. 親と子のためのコンサート（平和と文化の発展を願って）

平和と文化の発展を願い、地域にゆかりのある音楽家によるコンサートを開催してきました。33回目となった04年度は、6月12日に久保 智さん（ピアノ奏者）と岩本直子さん（ソプラノ独唱）によるコンサートを開催しました。久保さんの視力障害があるとは思えないすばらしい演奏と、岩本さんの澄んだ声は、子どもたちや保護者にたいへん好評でした。地域にすっかり定着したコンサートとなっており、参加者からは今後の継続を求める感想が数多く寄せられました。

4. 国際教育交流

1996年度より始まった中国との教育交流のとりくみも9年目を迎えました。今年度は、7月22日(木)から29日までの7泊8日の日程で、三浦半島より中国遼寧省瀋陽市に子どもたち7名を中心とした交流団12名を派遣しました。寧山路小学校の授業参観、子どもたちや教職員との教育交流、ホームステイ、9・18歴史記念館・平頂山殉難同胞記念館など日中戦争の爪痕の見学などを行い、日中の友好・交流をいっそう深めることができました。

2005年度は、6月に中国・寧山路小学校より子ども・教職員12名の教育交流団が来日する予定です。



5. 市民教養講座

02年度より市民教養講座を再開しました。04年度は「平和」「子育て」「地域文化」をテーマに3回開催し、いずれも好評を博しました。

第1回：7月29日(木) 「平和への祈りをこめて」—お話と朗読の会—

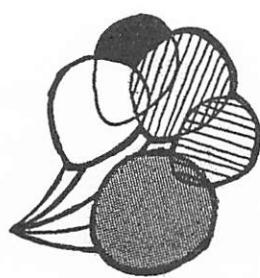
こやま峰子さん、山本和子さん 参加者約30名

第2回：10月16日(土) 「親と子のつきあい方」

山口久恵さん（大船ひまわり保育園園長）参加者約10名

第3回：2月19日(土) 「三浦半島・江戸時代の生活史Ⅱ・意外な医薬事情」

辻井善彌さん（郷土史家） 参加者約30名



6. 奨学金事業

定時制分会からの提起を受け、99年度より定時制高校に学ぶ生徒に対して奨学金の支給を行なってきました。長期化する不景気のため、03年度に市立高校3校が統合されたことを契機に、全日制の生徒に対しても支給しています。

市民教養講座へつおさそい '04年度/第1回

お話と朗読の会

平和への祈りをこめて

1992年から95年まで旧ユーゴスラビアでは民族の争いで戦争が続きました。このとき埋められた地雷がいまでも75万から100万個残っていますといわれています。ボスニアヘルツェゴビナの小学校を訪ねた作家が見たものは、地雷で手や足をなくして義手や義足をつけた子どもたちでした.....今回はスライドを見ながらお話をきます。子どもさんの参加もできます。

講師・童話作家 こやま峰子さん
委嘱朗読 山本和子さん

会場・横須賀三浦教育会館
横須賀市日の出町3-19-16

7/29(木) 2:00~4:00

公園

会場

横須賀市日の出町3-19-16

16号

14号

12号

10号

8号

6号

4号

2号

1号

1号

2号

3号

4号

5号

6号

7号

8号

9号

10号

11号

12号

13号

14号

15号

16号

17号

18号

19号

20号

21号

22号

23号

24号

25号

26号

27号

28号

29号

30号

31号

32号

33号

34号

35号

36号

37号

38号

39号

40号

41号

42号

43号

44号

45号

46号

47号

48号

49号

50号

51号

52号

53号

54号

55号

56号

57号

58号

59号

60号

61号

62号

63号

64号

65号

66号

67号

68号

69号

70号

71号

72号

73号

74号

75号

76号

77号

78号

79号

80号

81号

82号

83号

84号

85号

86号

87号

88号

89号

90号

91号

92号

93号

94号

95号

96号

97号

98号

99号

100号

101号

102号

103号

104号

105号

106号

107号

108号

109号

110号

111号

112号

113号

114号

115号

116号

117号

118号

119号

120号

121号

122号

123号

124号

125号

126号

127号

128号

129号

130号

131号

132号

133号

134号

135号

136号

137号

138号

139号

140号

141号

142号

143号

144号

145号

146号

147号

148号

149号

150号

151号

152号

153号

154号

155号

156号

157号

158号

159号

160号

161号

162号

163号

164号

165号

166号

167号

168号

169号

170号

171号

172号

173号

174号

175号

176号

177号

178号

179号

180号

181号

182号

183号

184号

185号

186号

187号

188号

189号

190号

191号

192号

193号

194号

195号

196号

197号

198号

199号

200号

201号

202号

203号

204号

205号

206号

207号

208号

209号

210号

211号

212号

213号

214号

215号

216号

217号

218号

219号

220号

221号

222号

223号

224号

225号

226号

227号

228号

229号

230号

231号

232号

233号

234号

235号

236号

237号

238号

239号

240号

241号

242号

243号

244号

245号

246号

247号

248号

249号

250号

251号

252号

253号

254号

255号

256号

257号

258号

259号

260号

261号

262号

263号

264号

265号

266号

267号

268号

269号

270号

271号

272号

273号

274号

275号

276号

277号

278号

279号

280号

281号

282号

283号

284号

285号

286号

287号

288号

289号

290号

291号

292号

293号

294号

295号

296号

297号

298号

299号

300号

301号

302号

303号

304号

305号

306号

307号

308号

309号

310号

311号

312号

313号

314号

315号

316号

317号

318号

319号

320号

321号

322号

323号

324号

325号

326号

327号

328号

329号

330号

331号

332号

333号

334号

335号

336号

337号

338号

339号

340号

341号

342号

343号

344号

345号

346号

347号

348号

349号

350号

351号

352号

353号

354号

355号

356号

357号

358号

359号

360号

361号

362号

363号

364号

365号

366号

367号

368号

369号

370号

371号

372号

373号

374号

375号

376号

377号

378号

379号

380号

381号

382号

383号

384号

385号

386号

387号

388号

389号

390号

391号

392号

393号

394号

395号

396号

397号

398号

399号

400号

401号

402号

403号

404号

405号

406号

407号

408号

409号

410号

411号

412号

413号

414号

415号

416号

417号

418号

419号

420号

421号

422号

423号

424号

425号

426号

427号

428号

429号

430号

431号

432号

433号

434号

435号

436号

437号

438号

439号

440号

441号

442号

443号

444号

445号

446号

447号

448号

449号

450号

451号

452号

453号

454号

455号

456号

457号

458号

459号

460号

461号

462号

463号

464号

465号

466号

467号

468号

469号

470号

471号

472号

473号

474号

475号

476号

477号

478号

479号

480号

481号

482号

483号

484号

485号

486号

487号

488号

489号

490号

491号

492号

493号

494号

495号

496号

497号

498号

499号

500号

501号

502号

503号

504号

505号

506号

507号

508号

509号

510号

511号

512号

513号

514号

515号

516号

517号

518号

519号

520号

521号

522号

523号

524号

525号

526号

527号

528号

529号

530号

531号

532号

533号

534号

535号

536号

537号

538号

539号

540号

541号

542号

543号

544号

545号

546号

547号

548号

549号

550号

551号

552号

553号

554号

555号

556号

557号

558号

559号

560号

561号

562号

563号

564号

565号

566号

567号

568号

569号

570号

571号

572号

573号

574号

575号

576号

577号

578号

579号

580号

581号

582号

583号

584号

585号

586号

587号

588号

589号

590号

591号

592号

593号

594号

595号

596号

597号

598号

599号

600号

601号

602号

603号

604号

605号

606号

607号

608号

609号

610号

611号

612号

613号

614号

615号

616号

617号

618号

619号

620号

621号

622号

623号

624号

625号

626号

627号

628号

629号

630号

631号

632号

633号

634号

635号

636号

637号

638号

639号

640号

641号

642号

643号

644号

645号

646号

647号

648号

649号

650号

651号

652号

653号

654号

655号

656号

657号

658号

659号

660号

661号

662号

663号

664号

665号

666号

667号

668号

669号

670号

671号

672号

673号

674号

675号

676号

677号

678号

679号

680号

681号

682号

683号

684号

685号

686号

687号

688号

689号

690号

691号

692号

693号

694号

695号

696号

697号

698号

699号

700号

701号

702号

703号

704号

705号

706号

707号

708号

709号

710号

711号

712号

713号

714号

715号

716号

717号

718号

719号

720号

721号

722号

723号

724号

725号

726号

727号

728号

729号

730号

731号

732号

733号

734号

735号

736号

737号

738号

739号

740号

741号

742号

743号

744号

745号

746号

747号

748号

749号

750号

751号

752号

753号

754号

755号

756号

757号

758号

759号

760号

761号

762号

763号

764号

765号

766号

767号

768号

769号

770号

771号

772号

773号

774号

775号

776号

777号

778号

779号

780号

781号

782号

783号

784号

785号

786号

787号

788号

789号

790号

791号

792号

793号

794号

795号

796号

797号

798号

799号

800号

801号

802号

803号

804号

805号

806号

807号

808号

809号

810号

811号

812号

813号

814号

815号

816号

817号

818号

819号

820号

821号

822号

823号

824号

825号

826号

827号

828号

829号

830号

831号

832号

833号

834号

835号

836号

837号

838号

839号

840号

841号

842号

843号

844号

845号

846号

847号

848号

849号

850号

851号

852号

853号

854号

855号

856号

857号

858号

859号

860号

861号

862号

863号

864号

865号

866号

867号

868号

869号

870号

871号

872号

873号

874号

875号

876号

877号

878号

879号

880号

881号

882号

883号

884号

885号

886号

887号

888号

889号

890号

891号

892号

893号

894号

895号

896号

897号

898号

899号

900号

901号

902号

903号

904号

905号

906号

907号

908号

909号

910号

911号

912号

913号

914号

915号

916号

917号

918号

919号

920号

921号

922号

923号

924号

925号

926号

927号

928号

929号

930号

931号

932号

933号

934号

935号

936号

937号

938号

939号

940号

941号

942号

943号

944号

945号

946号

947号

948号

949号

950号

951号

952号

953号

954号

955号

956号

957号

958号

959号

960号

961号

962号

963号

964号

965号

966号

967号

968号

969号

970号

971号

972号

973号

974号

975号

976号

977号

978号

979号

980号

981号

982号

983号

984号

985号

986号

987号

988号

989号

990号

991号

992号

993号

994号

995号

996号

997号

998号

999号

1000号

1001号

1002号

1003号

1004号

1005号

1006号

1007号

1008号

1009号

1010号

1011号

1012号

1013号

1014号

1015号

1016号

1017号

1018号

1019号

1020号

1021号

1022号

1023号

1024号

1025号

1026号

1027号

1028号

1029号

1030号

1031号

1032号

1033号

1034号

1035号

1036号

1037号

1038号

1039号

1040号

1041号

1042号

1043号

1044号

1045号

1046号

1047号

1048号

1049号

1050号

1051号

1052号

1053号

1054号

1055号

1056号

1057号

1058号

1059号

1060号

1061号

1062号

1063号

1064号

1065号

1066号

1067号

1068号

1069号

1070号

1071号

1072号

1073号

1074号

1075号

1076号

1077号

1078号

1079号

1080号

1081号

1082号

1083号

1084号

1085号

1086号

1087号

1088号

1089号

1090号

1091号

1092号

1093号

1094号

1095号

1096号

1097号

1098号

1099号

1100号

1101号

1102号

1103号

1104号

1105号

1106号

1107号

1108号

1109号

1110号

1111号

1112号

1113号

1114号

1115号

1116号

1117号

1118号

1119号

1120号

1121号

1122号

1123号

1124号

1125号

1126号

1127号

1128号

1129号

1130号</

湘南教育文化研究所のとりくみ

1. 活動の基本方針

湘南教育文化研究所は発足以来、地域に根ざした教育文化を保護者・地域住民とともに創造することを目的に、映画会、教育実践講座、講演会の開催、出版活動、フィルムライブラリーの整備・充実などの活動を続けてきました。

1990年4月に運営規定が定められ、所長に山田宗睦氏（関東学院大学教授）をむかえました。現在、学校と地域とをつなぐ場として機構整備を行い、さまざまな教育文化活動を推進しています。

2. 事業の内容

(1) 親子映画会

夏の親子映画会（2004年7月～8月）

戦争の悲惨さ、平和と命の大切さを親子で、あるいは友だちどうしで考える場として、毎年「7月の平和教育月間」にあわせて“平和”をテーマとした親子映画会を開催しています。2004年度は、『えっちゃんのせんそう』を上映しました。今年の映画は、実際に戦争を体験した岸川悦子さんが著した『えっちゃんのせんそう』(文溪堂刊)をアニメ化したものです。家族で、中国ハルビンに移り住んだつらい生活や、終戦をむかえて日本に引き揚げるまでの悲惨さが、えっちゃんの目を通して描かれています。制作は虫プロダクション、声優に「名探偵コナン」の高山みなみが主演しています。戦争体験のない世代が多数を占めている今、改めて戦争とはどういうものかを考えるきっかけとなる作品でした。

6会場で延べ12回上映し、約1,500名の入場者を集めました。また今まででは、鑑賞希望者に割引券を配布する方式をとっていましたが、今回から割引券を廃止すると同時に、入場料を下げてより利用しやすい工夫をしました。

ビデオソフトやPCが充実してきている時代ではあります、大きなスクリーンで、多くの人が同時に視聴する良さを今後も生かしながら続けていきたいと考えています。

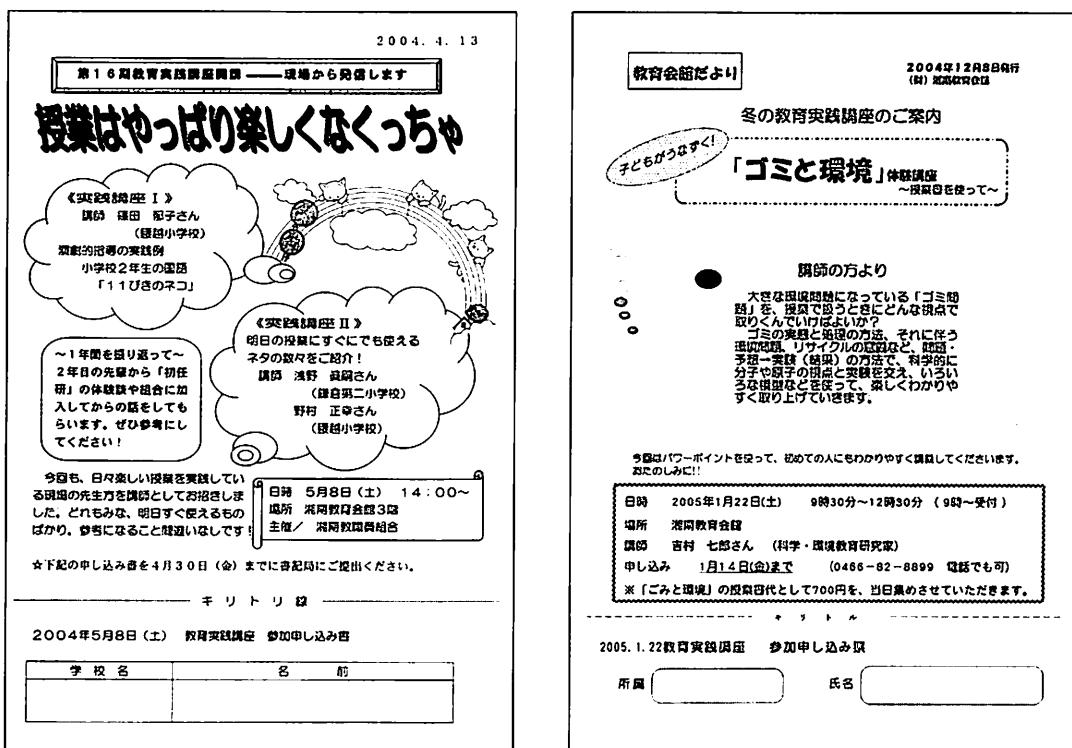


(2) 教育懇談会

子どもを中心として、保護者と共に教育改革をすすめるために、毎年、分会単位、中学校ブロック単位で教育懇談会を開催しています。2004年度は、「教育課程について」「子どもの安全・防犯」「生きる力について」「子どもの生活」「学習について」「学校や地域での子どもの様子」などのテーマが設定され、活発な意見交換が行われたことが報告されています。

(3) 教育実践講座

(財)湘南教育会館との共催で行う教育実践講座は、今年も新採用者が増えたことを踏まえ、若い教職員を意識して計画しました。従来の「楽しい学校・楽しい授業」を意図した内容をより一層充実させると共に、社会問題となっている「環境学習」を取り入れるなど、幅広い内容で講座を企画しました。今年度は9回実施しましたが、すぐに教室や教育活動に使える内容が満載で、若い人からベテランまで多くの参加者を集め、たいへん好評でした。来年度以降も、さらに内容の充実を図っていく予定です。



- | | |
|--------------------------|----------------------|
| 5月8日(土) 「授業はやっぱり楽しくなくちゃ」 | 講師 篠田 郁子氏 (腰越小) |
| 7月26日(月) 「民舞連続講座第一回」 | 講師 野村 正幸氏 (腰越小) |
| 7月28日(水) 「民舞連続講座第二回」 | 講師 萩野 昌美氏 (東海岸小) |
| 7月29日(木) 「民舞連続講座第三回」 | 講師 額賀 敬美氏 (七里ヶ浜小) |
| 8月24日(火) 「漢字連続講座第一回」 | 講師 伊東 信夫氏 (元・自由の森学園) |
| 8月25日(水) 「漢字連続講座第二回」 | 講師 伊東 信夫氏 (元・自由の森学園) |

8月27日(金) 「仮説実験授業体験講座」

講師 草野 康弘氏（大原高）

1月22日(土) 「ゴミと環境」

講師 吉村 七郎氏(科学・環境教育研究家)

2月26日(土) 「楽しい授業ワークショップ」

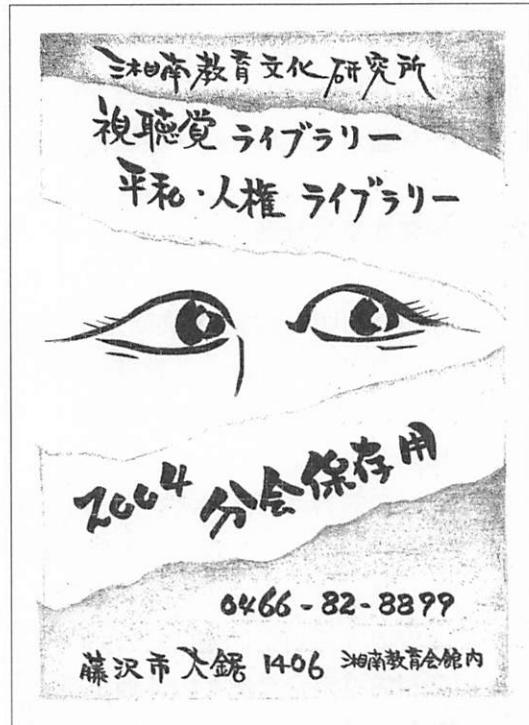
講師 岩瀬 直樹氏（埼玉県公立小教員）

(4) 教文研ライブラリー

平和教育・人権教育を中心とした湘南教文研ライブラリーには、書籍や写真集を中心とした「平和・人権ライブラリー」と、ビデオテープ・16ミリフィルムを中心とした「視聴覚ライブラリー」があります。視聴覚ライブラリーは、「平和教育」、「環境教育」、「人権教育」、「原発・核問題」、「労働・社会問題」、「性教育・男女の自立と共生」に分類、活用しやすくなっています。〈視聴覚ライブラリー・平和人権ライブラリー目録2004年度版〉を各学校に配布し、多くの利用を呼びかけました。

「7・5全県平和教育の日」を中心とした7月の平和教育月間には、平和教育関係のフィルムやビデオが多く貸し出されています。また、年間を通じて平和・人権・性・環境教育のビデオが広く貸し出され、ライブラリーが定着してきたことを物語っています。

今後も各学校の要望に応えられるよう、なお一層の充実を図っていきたいと考えています。



3. 今後に向けて

学校現場の多忙化が年々深刻になっている状況ではありますが、教文研活動は、教育活動の原点を見つめ、各学校が地域・家庭とともに歩み、育ちあっていくことができるよう、サポート役をつとめていきたいと考えています。

湘北教育文化研究所のとりくみ

— 職場・地域に根ざした教育改革をめざして —

1. はじめに

湘北教育文化研究所は、「豊かな教育文化の確立にむけた研究活動を行い、その成果を教育現場・子ども・保護者・地域に還元する」ことを基本理念として活動してきました。そうして、1980年の創設以来24年間にわたって、教育文化事業の実施や湘北教文研分局のビデオソフト、図書等の充実に努め、保護者・地域住民・教職員の連携のもと、教文研運動を推進しています。

2. 2004年度事業計画

- 1) 教育文化講座の開催
- 2) 『教育文化』、『湘北教文研だより』の発行
- 3) 分局設置と、保護者・教職員のための教育資料の充実
- 4) 「学び」支援奨学金制度の充実
- 5) 国際交流事業
 - ・日韓親善ユースバスケットボール大会後援
 - ・タイ国サムーン郡教育振興プロジェクト支援
- 6) 教育課程研究推進委員会の充実
- 7) 教育研究活動推進分会への助成
- 8) (財)相模原教育会館との共催事業
- 9) 各種団体事業への後援

3. 2004年度事業内容

「教育文化研究所」の運動を充実・発展させ、地域に開かれた教育文化を創造するため、次のとりくみを推進しました。

(1) 『教育文化』、『湘北教文研だより』の発行

『教育文化』『湘北教文研だより』の定期的な発行をめざしてとりくんできました。

(2) 湘北教文研分局開設と教育資料等の充実

城山分局を、湘北12市町村で9番目の分局として開設しました(津久井・相模湖・座間・大和・海老名・綾瀬・厚木・愛川)。分局未設置は、藤野・清川の2町村となりました(湘北教文研:相模原)。市町村教育研究所(教育センター)と連携し、地域カリキュラムセンターの創設を視野に入れてとりくみをすすめます。

(3) 「学び」支援奨学金制度の充実

2004年1月、「学び」支援奨学金制度を発足させました。経済的にきびしい状況にある子どもたちの学習機会の保障と支援という観点から、2004年度分として1件10万円、10名に給付しました。また、2005年度分として11名に給付しました。

(4) 国際交流教育事業

① 日韓親善ユースバスケットボール大会

1992年から継続されている韓国ソウル・弘益（ホンイク）大学校師範大学附属中学校との日韓親善ユースバスケットボール大会を支援しました。2004年は、相模原・中央中学校が8月1～4日に韓国を訪問し、弘益大師範附属中学校、原州（ウォンジュ）中学校の2校と親善試合を行いました。さらに日韓の子どもたちは、「DMZ（DeMilitarized Zone）非武装地帯」の見学、ホームステイなどをとおして歴史・文化についての交流を深めました。とりわけDMZの見学は、「日中・太平洋戦争が日本の敗戦で終結し、朝鮮半島は38度線を境界として、米国と旧ソ連によって分断された」等の歴史的事実や朝鮮戦争後の「休戦」下での「平和」という現実について考える機会となりました。



② タイ国サムーン郡教育振興プロジェクト

タイ国の子どもたちへの教育支援活動としてのタイ国サムーン郡教育振興プロジェクトは、「タイ国ニコニコボランティア基金」を通じて1993年から継続実施しています。2004年度は、10月に基金訪日団を受け入れ、大和・渋谷中学校の施設・教育視察を実施し、また、2005年2月には湘北教文研によるタイ国サムーン中・高等学校、バントン小学校、サムーン苗木センター等のプロジェクトを視察しました。同時に、チェンマイ市内の国立ユパラ中・高等学校の視察も実施しました。



(5) 教育課程研究推進委員会

教育文化研究所規定第8条に基づき、教育課程研究推進委員会を構成し、これまでの教育課程の自主編成運動の成果をもとに、神奈川における自主的・主体的な教育課程の創造をめざしてとりくみをすすめています。

(6) 教育研究活動推進分会への助成

教育課程の自主編成運動推進のために、教育研究活動推進分会を募集し、助成を行っています。

(7) (財)相模原教育会館との共催事業

① 教育文化講演会

●『風や雲が教えてくれたこと』

椎名 誠（作家）

期 日 2005年1月15日

② 「親と子のふれあい野外観察教室」

野原の草花や野鳥の観察など自然に親しみながら、親と子のふれあいを深めるとともに、参加者相互の親睦や心身のリフレッシュをはかるために開催してきました。

2004年度は、11月7日、相模湖・石老山で実施しました。



③ 「親と子のふれあい映画会」

津久井地区（藤野町・津久井町・相模湖町・城山町）、相模原地区（相模原市）、高和地区（座間市・海老名市・綾瀬市・大和市）、厚愛地区（厚木市・愛川町・清川村）の各会場で開催しました。

●『もも子』

期 日 2001年7月24日 相模原地区

7月26日 厚愛地区

7月27日 津久井地区

7月29日 高和地区

④ 「親と子のカルチャー教室」

1997年度から、教育実践講座の「三原色で宇宙を描く」を、(財)相模原教育会館事業へ移管し、毎年開催してきました。2004年度も、8月4日に実施しました。



(8) 各種団体事業への後援

① 「夏休み・親と子の平和映画会」

厚木基地爆音防止期成同盟の加盟者が中心になって、毎年夏に海老名で開催しています。2004年度で第17回目となります。

② 在日外国人の子どもたちの「学習教室」

1992年度から大和の「すたんどばいみー」のとりくみに、1993年度から相模原の「大島学習教室」のとりくみに、それぞれ支援を行っています。

(9) その他

神奈川県教育文化研究所と共に第18回教育シンポジウムを開催しました。「あらためて教育における《公共性》を問う」をテーマに、規制緩和や市場の論理の導入は教育現場に何をもたらすかということについて多面的な角度からアプローチしました。

中地区教育文化研究所のとりくみ

中地区教育文化研究所では、設立以来、「全体事業」と「研究委員会・部会活動」を2本の柱として、活動を続けています。2004年度も、この2つの柱により、事業展開をしてきましたので、簡単にご報告いたします。

全体事業

親と子による写生会

全体事業としての「親と子による写生会」は、

- ・親と子が共通の時間を持つことによって、ふれあいを深めてもらう
- ・写生に親しみ、絵を描く楽しみを感じてもらう

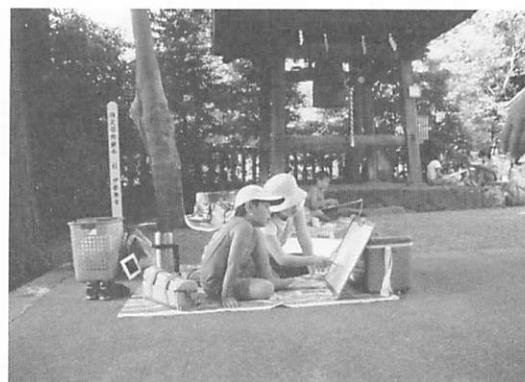
ことなどを目的として事業展開しています。また、事業は、描く側の参加だけでなく、講師・補助を広く募り、組合員のみならず、地域の方々、中地区退職女性教職員の会（「ゆりの会」）にも運営に係わりを持ってもらう事業にもなっています。

2004年度も、中地区教職員組合管内3市2町の中に、4会場を設定しました。残念ながら、秦野会場は雨天のため中止となり、平塚会場については天候は回復したものの、会場内のコンディションが不良のため、画用紙配布のみとなりました。

場 所	実施予定日	参 加 者 数
大磯町 城山公園	7月27日（火）	64名
伊勢原市 比々多神社	7月28日（水）	40名
秦野市 県立戸川公園	7月29日（木）	中止
平塚市 総合公園	7月30日（金）	画用紙配布



講師の先生の直接指導の様子



親子のふれあいの時間・場を提供

○アンケートより抜粋した参加者の声としては、

- ・親子で楽しい時間を持つことができた
 - ・親子同じ時間を持つことが出来、ふれあいの時間になった
 - ・講師による指導があったので良かった
 - ・楽しかったので、来年も続けてもらいたい
 - ・雨の日の予備日を設けてもらえると嬉しい
- などが、挙げられていました。

写生会作品展

「写生会作品展」は、7月に行われた「親と子による写生会」での作品を任意で提出してもらい、一般的の市民にも見てもらえるよう、公共の場に会場を設定しています。

場 所	平塚市美術館 市民アートギャラリー
期 間	2004年12月2日 12:00~ 12月5日 15:00
展示作品数	108点
参加人数	子ども・大人 計 252名

○アンケートより抜粋した参加者の声

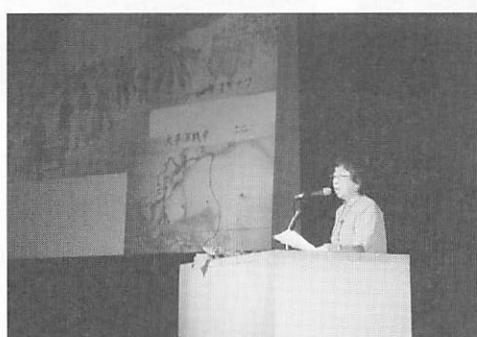
- ・どの絵ものびのびと描かれていて良かった
- ・自分の絵が飾られていて、嬉しかった
- ・写生会をきっかけに、絵を描くことに自信が持てたようです
- ・夏に楽しみにしているので、来年も実施してもらいたい などが、挙げられていました。

親と子で考える平和学習会

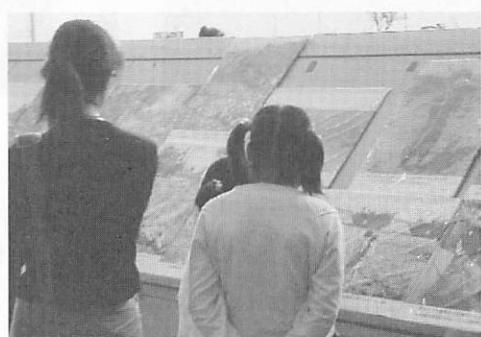
「親と子で考える平和学習会」は、

- ・平和について、親と子が一緒になって考えてもらう
 - ・命の尊さを親子で感じてもらう
- ことなどを目的に、平和に関する映画を、管内4会場で上映してきました。それに加え、ここ3年、「ゆりの会」のメンバーによる、紙芝居をまじえた戦争体験の語りを聞く時間も設けています。
- 今年度の映画は、椋鳩十原作「マヤの一生」でした。

会 場	日 程	参 加 者 人 数
平塚市 中央公民館	8月3日(火)	212名
秦野市 文化会館	8月5日(木)	159名
二宮町 ラディアン	8月6日(金)	271名
伊勢原市 市民文化会館	8月14日(土)	105名



語りをする「ゆりの会」のメンバー



ロビーに展示した、沖縄戦のパネルを見る親子

○アンケートより抜粋した参加者の声

- ・戦争さえ無ければ、人や動物たちが犠牲にならずにすんだのに、かわいそうだった
 - ・生きている命の大切さを子どもたちが感じてくれたと思う
 - ・語りで、お弁当を持って来られない子どもたちがいたことを聞いて、涙が出てきた
 - ・こういった機会を作ってくれて、ありがたい
 - ・語りの内容が、自分の子どもには難しかった
- などが、挙げられました。

研究委員会・部会

研究委員会は、組合員が自主的・創造的に活動をし、その研究成果は「実践学習会」「実践報告」などで、広く組合員に還流されています。その一部をご紹介します。

【教育課程研究委員会】

〈人権平和第1部会〉2004年度、人権平和第1部会は研究テーマを「平和教育」とし、戦争と平和、人権を考え直そうとしました。また、アメリカ軍の基地が日本で2番目に多い神奈川の現状も学び、中地区の教職員のみなさんと共に平和教育を進めようと考えてきました。

○主な活動 4・6・9・11月 部会

8月 中地区教研参加、ユニセフセミナー参加

10月 県教研参加

12月 沖縄平和学習

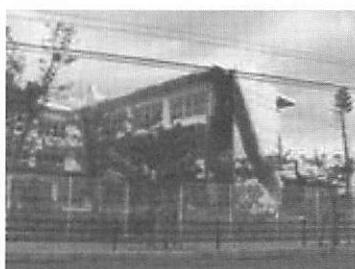
2年目の事業。組合員にも参加者を募集し、学習を深めてきた。沖縄県教組の学習会にも参加をしてきた。(米軍ヘリが墜落した沖縄国際大学 写真1、軍民共同で避難した「壕」 写真2)

1月 日教組平和集会参加

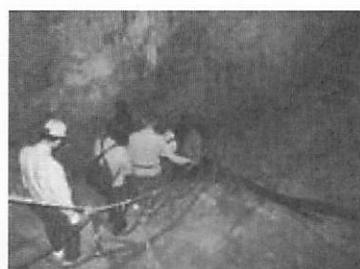
例年行っている基地見学に代え、地元開催の日教組平和集会に参加(横須賀港 写真3)

2月 キャンプ座間平和活動参加

(写真1)



(写真2)



(写真3)



○今後の課題

学校での平和教育がやりにくい現状ではありますが、平和学習の機会や資料の提供を通して教職員の意識が向上し、学校で平和教育に積極的に取り組めるように活動します。また、県内の各教組との交流、連携を目指します。

〈人権平和第2部会〉2004年度も多文化共生社会を実現するための人権教育・実践を進めてきました。

○主な活動 8月 「第25回全国在日外国人教育研究集会」参加

3月 多文化共生教育の授業に協力

【障害児教育研究委員会】

2004年度も、表現活動を中心に、互いの実践を交流したり実践学習会を行いました。

- 主な活動 7月 「ラテンのリズムを使った音楽」の授業実践報告
身の回りの物で楽器を作ったり（写真1）、作った楽器で演奏会をして（写真2）表現方法を広げた
12月 「わらべ歌」を素材した、授業実践報告（写真3）

（写真1）



（写真2）



（写真3）



【男女の自立と共生をめざす教育研究委員会】

2003年度から、メディアからもたらされる膨大な情報を、各人が無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解き、自己発信する能力（メディアリテラシー）を高めることが大切な課題となっていることを受け、毎日何げなく見ているCMをジェンダーの視点から見直した。総合的な学習の時間の中で子どもたちとCMチェックをする試みを行い、今年度は子どもたちがジェンダーにとらわれないCM作りに挑戦する活動を提案した。

- 主な活動 8月 「ジェンダーの視点に立ったメディアリテラシー」をテーマに、第54次中地区教研集会で発表

○今後の課題

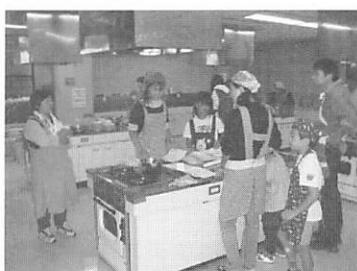
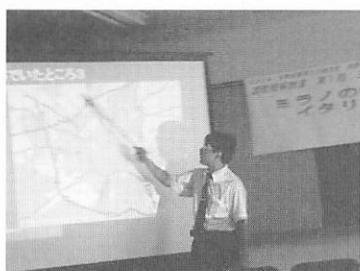
今、ますます重要になっているメディア・リテラシーをジェンダーの視点でカリキュラムに組み込んでいくために、授業実践を積み重ねてきた。季節ごとにCMをチェックし、教育研究会等で、ジェンダーの視点を意識してCMを読み解くことを提案してきた。ビデオに撮りためたCMを参加者と共にジェンダーの視点でみて考えていく作業をすると、「なるほど、こういうことがジェンダーの視点なのか」と理解してもらえ、その視点をもって子どもたちに接してほしいと考える。数多くのCMの中には、ジェンダーを意識し内容が改善されたものもあり、初期の頃のCMと比較するとよい方向に向かっている。しかし、依然として、新しく制作されたCMの中にはまだまだ偏った内容で作られたものもある。今後も継続し、とりくみの広がりを考えていきたい。テレビのアニメ番組の中にも、固定的性別役割やジェンダーを当然とするような表現、暴力シーンや人権を軽視した表現が目につきます。テレビのアニメ番組の中にも、固定的性別役割やジェンダーを当然とするような表現、暴力シーンや人権を軽視した表現が目につきます。今後はアニメ番組にも目を向けながら、「男女の自立と共生」を人権教育や総合的な学習のひとつとしてとりくむきっかけになるような働きかけをしていきたい。

【国際理解教育部会】

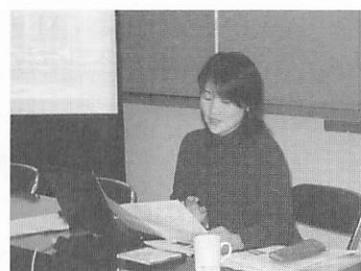
1994年度に全国に先駆け、教職員のための『国際理解教室』が開講されました。中地区教育文化研究所主催事業として、『スペイン教室』・『ポルトガル教室』が8年間続けられてきました。94年度1年間だけではありましたが、『カンボジア教室』が開かれたこともあります。そして、一定の使命を果たした『国際理解教室』の閉室に伴って、2年前より『国際理解教育委員会』が誕生しました。

- 主な活動 通年 1年間を通して、計20回の「ポルトガル教室」を開催し、ポルトガル語圏（ブラジルを中心に）の文化を学習
- 9月 第1回ミニ講演会「ミラノの街角から～イタリア異文化体験談～」
ミラノ日本人学校に赴任していた組合員から、異文化圏での生活や子どもたちの様子について語ってもらった。（写真1）
- 10月 「簡単にできるブラジル料理教室」
公民館の調理室を借り、ポルトガル教室の加藤レダ先生を講師に迎え、組合員の家族もまじえて行った。（写真2）
- 1月 第2回ミニ講演会「外国籍の子どもたちに学ぶ～横内の国際教室～」
国際教室を中学校で担当している組合員から、授業実践をまじえて語ってもらった。（写真3）

（写真1）



（写真2）



（写真3）

○今後の課題

2005年度はポルトガル教室は休止するが、各主要行事を発展させるため、また相談業務をスムーズに行うために、月に1回、第3金曜日の18：00～19：30に「国際理解教育委員会」を持つ予定です。この開催を広く学校、組合員、地域保護者等に情宣し、委員会開催時を中心に、相談に来て頂き、よりよい国際理解教育が行われることをねらいます。

西湘地区教育文化研究所のとりくみ

I. はじめに

西湘地区教育文化研究所は、「地域に開かれた教文研」をめざし、教文研講演会、教文研実践講座、「親と子のよい映画をみる会」の開催、教育相談事業、教文研ライブラリーの整備などを行いました。また、研究活動の部では「平和教育推進委員会」「男女の自立と共生をめざす教育推進委員会」「障害児教育委員会」の3委員会を設置しています。

II. 事業の概要

1. 教文研各専門委員会

(1) 男女の自立と共生をめざす教育推進委員会

「ジェンダーフリー」の活動をテーマに、学習資料「木もれ陽」の発行とジェンダーフリーの教育実践に向けての資料提供を行いました。また、県の男女の自立と共生をめざす教育推進委員会の活動と連携し、男女混合名簿、さん付け呼称の推進も行いました。

(2) 平和教育推進委員会

毎年夏に行っている「沖縄ワークショップ」実行委員会へ参加し、ワークショップへの資料提供やワークショップ実施にあたってのアドバイスを行いました。また「全県平和の日」をはじめ、授業実践に役立つ資料も定期的に作っています。

(3) 障害児教育委員会

西湘地区の障害児教育に関わる問題を把握するために、アンケートを実施しました。この結果を多くの人に共通理解してもらうために、教育研究集会で報告しました。

2. 教文研講演会・シンポジウム

① 『発達障害とその周辺』(12月2日)

臨床心理士 篠一誠さん

小田原市保健センターを会場に教職員約90名、地域の方々約20名、合計約110名の参加で標記講演会を開催しました。講師の篠一誠さんは、発達障害の特徴をわかりやすく説明するとともに、関わり方や言葉のかけ方について具体的に提起しました。

② 『メディアの中のジェンダー』(2月10日)

フェリス女学院大学教授 諸橋泰樹さん

小田原アリーナにおいて約60名の参加で標記講演会を開催しました。講師の諸橋泰樹さんは、メディアの中のジェンダーを見抜く力を磨き次世代を担う子どもたちに伝えていくことの重要性を、コマーシャルの映像を実際に映しながら説明しました。

今後も、目の前にいる子どもが抱えている問題に真摯に向き合い、その解決に向けた援助を

進めていくためにも教文研講演会を充実させていきます。

3. 教文研実技講座

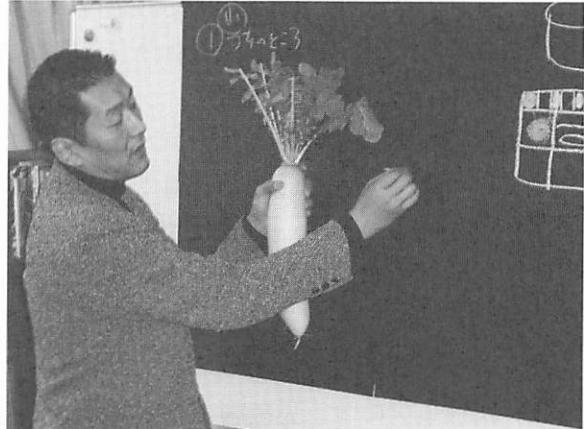
(1) 「親子ふれあい木工教室」 8月6日 協力 神奈川労住協

「親子木工教室」は西湘地区2市8町の各教育委員会と小田原足柄地域連合から後援を受け、小田原・足柄地域労働者福祉協議会(労福協)と労働者住宅福祉協会(労住協)の協力で木工加工センター「神工舎」を会場に行なわれました。18名が参加し、午前中は本立てといすの製作、午後からは思い思いの作品をつくるという日程で進められました。「夏休みに親子でいい思い出作りができた。」などの声が聞かれ、参加者のふれあいを深めることができました。



(2) 「絵画教室」 2月20日

西湘地区教育会館において絵画教室を開催し、教員、親子、一般から17名の参加がありました。講師に松本一郎さん(キミコプランドゥ)をお迎えして創作の楽しみを味わうこと为主题に実施しました。今回はキミコ方式の代表的な題材でもあるもやしと大根を描きました。今まで絵が苦手に感じていた小学生が自信をもつことができたと後日参加者の声を聞きました。他の参加者からは、「親子で楽しく絵を描くことができた。」「続きをぜひ開催してほしい。」などの感想が寄せられました。



今後も、地域住民に開かれた事業をめざし実技講座を充実していきます。

4. 西湘地区 親と子のよい映画を見る会 於 小田原市民会館

8月7日 まっ黒なおべんとう いたずらあまんじやく 約270名参加

1月22日 もも子 かえるの歌が聞こえるよ 約360名参加

恒例となっている親と子のよい映画を見る会は、8月に「まっ黒なおべんとう」と「いたずらあまんじやく」、1月には「もも子 かえるの歌が聞こえるよ」を上映しました。開催に向け、教育委員会や小田原足柄地域連合から後援を受けるとともに、関係機関へのチラシ配布などを通じて参加者の募集につとめました。また、強羅暁の星、ゆりかご園、城山学園の子どもたちも招待しました。「まっ黒なおべんとう」では、「戦争は絶対いけないことだと思いました。」「家に帰って子どもと作品について話をしたい。」などの感想が寄せられました。

5. 教育相談事業

2002年度より携わっている富山基録さんが教育相談員として活動しました。

6. 教文研ライブラリー

西湘地区教文研では、ビデオ・平和教育写真パネル・図書・障害児教育関係の各ライブラリーとスライド・液晶プロジェクターなどの視聴覚機器類をそろえています。人権や平和関係のビデオが多く貸し出されています。

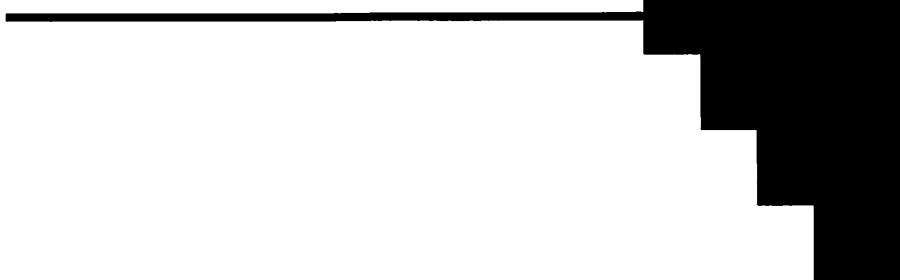
7. 沖縄ワークショップ

今年で6回目となる沖縄ワークショップは7月27日から30日の日程で子ども代表団8名を含む14名の参加者を集めて行いました。前半は講師の真栄城玄徳さんと基地関係を主に学習しました。嘉数高地から見える普天間基地、安保の見える丘から嘉手納基地等沖縄の現状がわかり、子ども代表団も関心をもって見学しました。後半は、ひめゆり学徒隊の証言人である宮城喜久子さんと一緒に南部方面を回り、当時の生々しい話から戦争の悲惨さを知ることができました。同時に戦争はいかなる理由であれ決して許されることはないことを再確認しました。その後、報告集を作成し配布したり10月教研平和教育分科会で提案したりして、学習した内容をさらに広めました。

西教組は、今後も教職員に積極的な参加を呼びかけるとともに、幅広く参加者を募り、地域社会に開かれたものとなるように平和学習事業をすすめていきます。



III 教文研の資料



2004年度 神奈川県教育文化研究所 活動報告

《理事会・研究評議会》

1. 理事会 5月28日(金) 15:30

- ・2003年度教文研活動概要報告
- ・人事案件、新年度の方向性と予算等について

2. 研究評議会

第76回研究評議会

7月17日(土) 13:30

- ・事業報告（2004年4月～7月）
- ・各委員会の計画の概要
- ・2004年度各地区教文研事業計画の概要
- ・話題提供

外国人の子どもの“不就学”をどう考えるか

研究評議員 宮島 喬 立教大学教授

第77回研究評議会

3月12日(土) 10:00

- ・事業報告（2004年8月～2005年3月）
- ・各委員会活動報告
- ・2004年度各地区教文研事業の概要報告
- ・話題提供

さいきんの教育状況を考える

研究評議員 黒沢 惟昭 山梨学院大学教授

《活動報告 2004年4月～2005年3月》

1. カリキュラム総合改革委員会

- 4月17日(土) 2004年度の委員会の進め方
「教育実態調査」(仮称)の進め方
- 5月8日(土) 「学校運営協議会」について
前田 武 日教組政策室長
「教育実態調査」の進め方
- 5月22日(土) 「教育実態調査」作業部会
- 6月19日(土) 県下各地区で進められ(計画され)ている「教育改革」について
三浦半島 小林 和彦 三浦半島地区教職員組合
教文部長
湘北 堀 義秋 湘北教職員組合教文研担当
土屋 健司 湘北教職員組合副委員長
- 7月17日(土) 地方教育委員会による「教育改革」計画について
川崎 加藤 弘行 川崎市教職員組合教文部長
東京都 広瀬 隆雄 桜美林大学短期大学部教授
「教育実態調査」の進め方
- 9月11日(土) 神奈川の高校の再編計画
中野 和巳 神奈川県高等学校教職員組合執行副委員長
「教育実態調査」の進め方
- 10月2日(土) 「教育実態調査」作業部会
- 10月23日(土) 新しい小学校教科書の方向性と問題点
府川源一郎 横浜国立大学教授
「教育実態調査」の進め方
- 12月4日(土) 中教審の動向－義務教育制度と教員免許の更新制度について
渡久山長輝 中央教育審議会委員
- 2月5日(土) 特別支援教育について
青木 純一 東横学園女子短期大学助教授
「教育実態調査」の進め方

2. 「人権と地域」調査研究委員会

- 4月17日(土) 2004年度の委員会の進め方
「報告書」作成について
- 5月15日(土) 企業はどう環境と向き合っているのだろうか
- 地域の方とともに
水上 浩 (株) 東芝
研究開発センター施設・環境保全部
部長 工学博士
- 6月26日(土) 在日ペルーパの生活実態と子どもの教育 -これまでの活動から
棚原 恵子
横浜市鶴見区外国人アドバイザー
かながわ国際政策推進懇話会委員
- 9月25日(土) 現代市民社会と人権の問題 -社会教育学会50年の研究総括を通して
黒沢 惟昭 山梨学院大学教授
- 10月30日(土) 「研究報告書」作成について
- 11月27日(土) 「研究報告書」作成について
- 1月8日(土) 男性学とは
田中 俊之 武藏大学非常勤講師
「研究報告書」作成について
- 2月26日(土) 「研究報告書」作成について
- 3月26日(土) 「研究報告書」作成について

3. 教育相談部

- 4月16日(土) 調整会議
- 5月29日(土) 相談委員会
被害者なき犯罪 -薬物非行と性非行
田中奈緒子 昭和女子大学助教授
- 6月19日(土) 調整会議

- 7月3日(土) 相談委員会
指導力不足教員問題について
廣瀬 隆雄 桜美林大学短期大学部教授
- 8月6日(金) 調整会議
- 10月23日(土) 相談委員会
横浜市のハートフル事業について
中野 早苗 教育相談員
- 11月26日(土) 調整会議
- 12月18日(土) 相談委員会
子どもたちの現状
尾谷 研 横浜市立相武山小学校教諭
- 1月29日(土) 懇談
- 2月18日(土) 調整会議
- 3月12日(土) 相談委員会
思いつくままに
畠 健一 教育相談員

◎ 4月～3月の相談状況

	電 話
4月	17件
5月	11
6月	17
7月	14
9月	12
10月	15
11月	12
12月	13
1月	9
2月	13
3月	11
計	144件

4. 事業部

- *機関誌の発行について
- ・所報2004 6月刊行
 - ・教文研だより116号 7月刊行
117号 10月刊行
118号 2月刊行
119号（第18回シンポジウム記録集） 3月刊行

*第18回教育シンポジウム

- ・時 12月4日(土) 14:00開会

・所 相模原教育会館

　　テーマ あらためて教育における〈公共性〉を問う

　　シンポジスト 黒沢 惟昭 山梨学院大学教授

　　池田 祥子 千葉明徳短期大学教授

　　松義 一樹 大和市立渋谷小学校教諭

　　コーディネーター 広瀬 隆雄 桜美林大学短期大学部教授

5. 専任所員連絡会議

- 7月6日(火) 第1回連絡会議
- 12月10日(金) 第2回連絡会議
- 3月11日(金) 第3回連絡会議

6. VTRライブラリーの貸し出し状況（4月～3月）

8本

延べ5団体（小学校1校 中学校2校 1団体）

7. 2005年度神奈川県教育文化研究所活動の方向性

1. カリキュラム総合改革委員会

- ・カリキュラム全般についての学習及び討議
- ・「教育改革」全般についての学習及び討議
- ・「教育実態総合調査」の集計・分析、報告
- ・その他

2. 「人権と地域」調査研究委員会

- ・3年にわたる調査研究の報告書『地域がはぐくむ人権』の作成
- ・その他

3. 教育相談部

- ・教育相談活動
- ・相談内容の検討
- ・教育相談全般の研究
- ・その他

4. 事業部

- ・「教文研だより」の発行
- ・「所報2006」の作成
- ・その他

5. その他

8. 2004年度 神奈川県教育文化研究所・各種名簿

〈理 事〉

理事長 小中 儀隆 (10月迄)

氏 名	所 属
小中 儀隆	神奈川県教職員組合 執行委員長 (10月迄)
松井 堅	神奈川県退職教職員の会 会長
東野 陽子	神奈川県議會議員
金子進一郎	神奈川県教職員組合 執行副委員長
谷口 隆	神奈川県教職員組合 執行副委員長
芹沢 秀行	神奈川県教職員組合 執行副委員長
加藤 良輔	神奈川県教職員組合 書記長
吉川 和夫	神奈川県教職員組合 書記次長
山田喜代司	横浜市教職員組合 執行委員長
吉田 正和	川崎市教職員組合 執行委員長
岸本 隆巳	三浦半島地区教職員組合 執行委員長
竹村 雅夫	湘南教職員組合 執行委員長
田中 秀樹	湘北教職員組合 執行委員長
岩田 裕之	中地区教職員組合 執行委員長
佐々木 彰	西湘地区教職員組合 執行委員長

〈顧 問〉

露木喜一郎	第6代神奈川県教職員組合 執行委員長
三好 新次	第4代神奈川県教職員組合 執行委員長
坂東 忠彦	第11代神奈川県公立小学校 校長会会长
繁里 昭	第8代神奈川県教職員組合 執行委員長

〈研究評議員〉

氏 名	所 属
宮島 喬	立教大学教授 社会学
黒沢 惟昭	山梨学院大学教授 生涯学習論
府川源一郎	横浜国立大学教授 教育学
高橋 和子	横浜国立大学教授 教育学
林 洋一	宇都宮病院附属准看護学校校長
広瀬 隆雄	桜美林大学短期大学部教授 教育学
安斎 義昭	神奈川県議會議員
湯舟 妙子	元神奈川県教職員組合副委員長
川口 珠江	横浜市議會議員
田中奈緒子	昭和女子大学助教授 心理学
浅見 聰	東海大学講師 哲學
遠藤 清美	横浜市教職員組合 教文部長
加藤 弘行	川崎市教職員組合 教文部長
小林 和彦	三浦半島地区教職員組合 教文部長
吉野 隆明	湘南教職員組合 教文部長
鍛治 邦彦	湘北教職員組合 教文部長
本多由佳里	中地区教職員組合 教文部長
峰 裕文	西湘地区教職員組合 教文部長

〈カリキュラム総合改革委員会〉

部長 府川源一郎

氏名	所属	
府川源一郎	横浜国立大学教授	教育学
宮島喬	立教大学教授	社会学
黒沢惟昭	山梨学院大学教授	生涯学習論
高橋和子	横浜国立大学教授	教育学
林洋一	宇都宮病院附属准看護学校校長	
広瀬隆雄	桜美林大学短期大学部教授	教育学
前田武	日教組政策室長	
浅見聰	東海大学講師	哲学
堀内かおる	横浜国立大学助教授	教育学
池田敏和	横浜国立大学助教授	教育学
青木純一	東横学園女子短期大学助教授	教育学
遠藤清美	横浜市教職員組合	教文部長
加藤弘行	川崎市教職員組合	教文部長
小林和彦	三浦半島地区教職員組合	教文部長
富田隆子	湘南教職員組合	教文研担当
堀義秋	湘北教職員組合	教文研担当
本多由佳里	中地区教職員組合	教文部長
峰裕文	西湘地区教職員組合	教文部長

〈教育相談部〉

部長 広瀬 隆雄

氏名	所属
広瀬 隆雄	桜美林大学短期大学部教授 教育学
林 洋一	宇都宮病院附属准看護学校 校長
浅見 聰	東海大学講師 哲学
田中奈緒子	昭和女子大学助教授 心理学
中野早苗	教育相談員
畠 健一	教育相談員
尾谷 研	横浜市立相武山小学校
伊藤 盛人	茅ヶ崎市立中島中学校
松永 一則	横須賀市立総合高等学校
山田 仁子	伊勢原市立大田小学校

〈顧問〉

竹内直樹	横浜市立大学医学部附属病院 小児精神神経科部長
------	----------------------------

〈「人権と地域」調査研究委員会〉

部長 宮島 喬

氏名	所 属	
宮島 喬	立教大学教授	社会学
黒沢 惟昭	山梨学院大学教授	生涯学習論
広瀬 隆雄	桜美林大学短期大学部教授	教育学
高橋 和子	横浜国立大学教授	教育学
堀内かおる	横浜国立大学助教授	教育学
蓑 安 ^{アン}	かながわ外国人すまいサポートセンター理事	
堀 義秋	海老名市立海老名中学校	
山田 和秀	川崎市立井田小学校	

〈事業部〉

部長 府川源一郎

氏名	所 属	
府川源一郎	横浜国立大学教授	教育学
宮島 喬	立教大学教授	社会学
広瀬 隆雄	桜美林大学短期大学部教授	教育学
森 澄	神奈川県教育文化研究所	所長
谷口 隆	神奈川県教育文化研究所	副所長

〈専任所員〉

氏名	所 属
小林 達夫	横浜市教育文化研究所
井口 衛	川崎教育文化研究所
蛭田 彰	三浦半島地区教育文化研究所
日原 通晴	湘南教育文化研究所
田中 勝治	湘北教育文化研究所
横川 正夫	中地区教育文化研究所
齋藤 明子	西湘地区教育文化研究所

事務局

所長 森 澄
副所長 金子 進一郎
事務局員 金子道子

所報 2005

2005年6月15日

神奈川県教育文化研究所
〒220-0053
横浜市西区藤棚町2-197
神奈川県教育会館1階
TEL.045-241-3497
FAX.045-241-3491
e-mail : kkyobun@gaea.ocn.ne.jp
教育相談専用電話
TEL.045-231-6410
印刷：(株)ポートサイド印刷
TEL.045-776-2671

